

# 壬生町障がい者基本計画及び 第7期壬生町障がい福祉計画。 第3期壬生町障がい児福祉計画

共に生き、共に支え合う地域共生社会の実現



▲栃木県立栃木特別支援学校 知的障害教育部門 中学部生の作品

令和6年3月

壬 生 町



# は じ め に

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズの多様化が進み、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

壬生町においても、障がい福祉に関するニーズは複雑化・多様化し、町民一人ひとりのニーズに適切に対応できるよう、関係機関の連携の強化が求められており、障がい児者支援として様々なサポートが必要になってきています。



このたび、現行の「壬生町障がい者基本計画・第6期壬生町障がい福祉計画・第2期壬生町障がい児福祉計画」の計画期間の終了に伴い、引き続き施策を実施するとともにニーズに対応した適切なサービスを計画的に提供するため、令和6年度から6年間の「障がい者基本計画」及び3年間の「第7期壬生町障がい福祉計画・第3期壬生町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

「共に生き、共に支え合う地域共生社会の実現」を基本理念とし、全ての町民が障がいの有無にかかわらず、個性や能力を十分に発揮して地域で生活を送ることができるよう関係機関と連携して取組みを実施してまいります。

共に支え合いながら地域で安心して生活を送れるまちの実現のため、今後の計画の推進につきましても引き続き皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、町民の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました策定委員会、関係機関の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和6年3月

壬生町長 小 菅 一 弥



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	8
第3節	計画の性格	9
第4節	計画の期間	9
第5節	計画における障がい者の定義	10

## 第2章 壬生町の障がい者等の状況

第1節	手帳所持者数の推移	11
第2節	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標値と実績	16
第3節	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実施状況	19

## 第3章 計画の基本理念と施策体系【障がい者基本計画】

第1節	計画の基本理念	23
第2節	施策の体系	24
基本目標1	共生社会実現の推進	25
(1)	障がいのある方への理解の促進	25
(2)	差別の解消と権利擁護の推進	26
基本目標2	生活支援サービスの充実	27
(1)	日常生活を支えるサービス基盤の確保	27
(2)	地域の中での多様な暮らし方の支援	29
(3)	情報提供の充実	30
基本目標3	保健・医療サービスの充実	31
(1)	一次予防の推進と障がいの早期発見	31
(2)	地域医療・リハビリテーションの充実	32
基本目標4	障がい児福祉と教育の充実	32
(1)	療育体制の充実	32
(2)	学校教育体制の充実	34
基本目標5	地域社会への参加と自立の推進	35
(1)	社会参加・地域交流の促進	35
(2)	雇用の促進と就労の支援	35
基本目標6	安全・安心なまちづくりの推進	36

(1) 安全・安心な生活環境の整備	36
(2) 防災・防犯体制の推進	37
(3) 福祉人材の確保・育成・定着	39

## 第4章 障害福祉サービスの充実【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

第1節 令和8年度の目標値	41
第2節 障害福祉サービスの体系	52
第3節 障害福祉サービスの見込みと確保策	53
(1) 訪問系サービス	53
(2) 日中活動系サービス	56
(3) 居住系サービス	61
(4) 計画相談支援等	63
(5) 障害児通所支援	65
(6) 障害児相談支援	68
第4節 地域生活支援事業の見込みと確保策	69
第5節 その他障害福祉サービス	76

## 第5章 計画の推進体制

第1節 推進体制の整備	79
第2節 計画の推進主体	80
第3節 計画の進行管理	80

## 資料編

第1節 策定経過	81
第2節 壬生町障がい者基本計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員名簿	82
第3節 アンケート調査結果	83
第4節 用語解説	99

# 第1章 計画の策定にあたって



## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

本町では全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らし共に参加する「福祉」のまちづくりを目指し、平成29年度に「壬生町障がい者基本計画（平成30年度～令和5年度）」、令和2年度に「第6期壬生町障がい福祉計画・第2期壬生町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、障がいのある方の権利擁護や社会参加、町民の意識啓発など、障がい児・者の施策を推進するとともに、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備等を推進してきました。

障がい児・者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化中、障がいのある方の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある方の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は変化しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらには、令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、「壬生町障がい者基本計画（令和6年度～令和11年度）」及び「第7期壬生町障がい福祉計画・第3期壬生町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を新たに策定します。

## (1) 近年の障がい者施策に関わる動向

近年の障がい者施策に関わる主な動向は以下のとおりとなっています。

年	基本的枠組み	障がい者施策関連法
平成23年	●改正障害者基本法 (8月施行)	
平成24年		○障害者虐待防止法(10月施行)
平成25年		◎障害者総合支援法(4月一部施行) ○障害者優先調達推進法(4月施行)
平成26年	●障害者権利条約の 批准	(4月全部施行) ○改正精神保健福祉法(4月一部施行)
平成27年		(1月・7月対象疾病の拡大) ○難病法(1月施行)
平成28年	●障害者差別解消法 (4月施行)	○改正精神保健福祉法(4月全部施行) ○改正障害者雇用促進法(4月施行) ○成年後見制度利用促進法(5月施行) ○改正発達障害者支援法(8月施行)
平成29年		
平成30年		◎改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法 (4月施行)
令和元年		○改正障害者雇用促進法(6・9月一部施行)
令和2年		○改正障害者雇用促進法(4月全部施行)
令和3年	●医療的ケア児支援法 (9月施行)	
令和4年		
令和5年		○改正障害者雇用促進法(4月一部施行) ○改正精神保健福祉法(4月一部施行) ○改正難病法(10月一部施行)
令和6年		◎改正障害者総合支援法(4月施行予定) ○改正障害者雇用促進法(4月全部施行予定) ○改正精神保健福祉法(4月全部施行予定) ○改正難病法(4月全部施行予定)

### 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」

- ・平成24年10月に施行され、障害者虐待の防止や早期発見、養護者に対する支援等に努めるとともに、「障害者虐待」を受けたと思われる障がい者を発見した者に速やかな通報が義務付けられるなど、障害者虐待防止等に係る具体的スキームが定められました。

### 「障害者基本法の一部を改正する法律」

- ・平成23年8月に施行され、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれました。

### 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」

- ・平成25年4月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。
- ・この法律では、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策(地域生活支援事業等)が定められました。
- ・また、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加え、障害支援区分を創設するとともに、知的障害者・精神障害者の特性に応じた区分の適切な配慮等の改正が行われました。

### 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

- ・平成28年4月に施行され、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者等が障害者に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為を禁止しています。
- ・また、障がい者や家族から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められることが示されました。

### 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」

- ・障害者総合支援法は、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。
- ・また、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため児童福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されました。

## 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」

- ・発達障害者支援法については、平成17年4月施行から10年が経過し、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援など発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、一部が改正され、平成28年8月に施行されました。

## (2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る国の基本的な指針における基本的理念

### ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

### ②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。また、各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

### ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

#### ④地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和3年4月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

\*\*\*\*\*

- ▶ 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ▶ 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ▶ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

#### ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障がい児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障がい者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

## ⑥障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

## ⑦障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図る。

## 第2節 計画の位置づけ

### ○ 障がい者基本計画

壬生町障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本町が地域における行政の中核機関として、国や都道府県の所管する機関等との総合的な連携体制を構築し、障がいのある方に適切なサービスを提供できる体制をつくることを目的に、障がい者施策全般に関わる基本的な理念や方針を定める計画です。

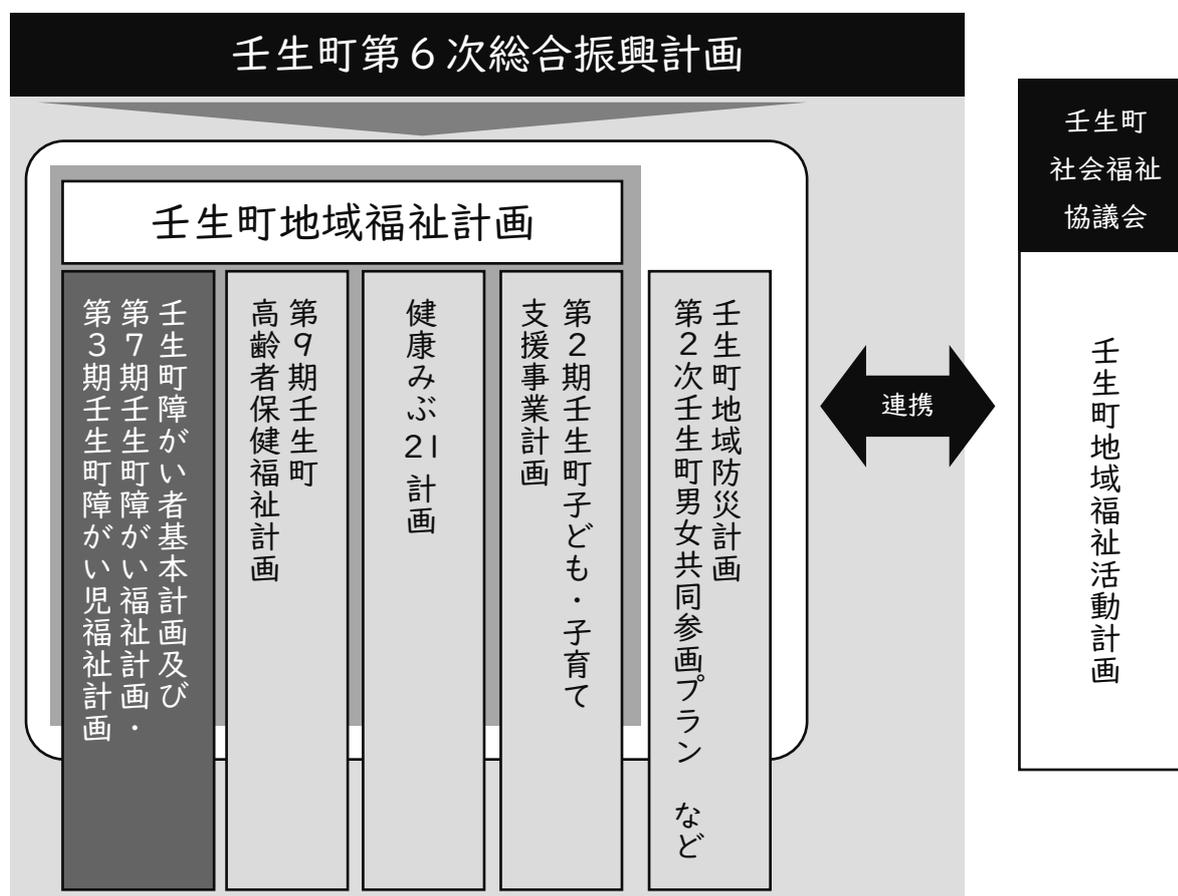
### ○ 障がい福祉計画

第7期壬生町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい者基本計画の基本的理念等を踏まえ、国の基本指針に基づき本町の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

### ○ 障がい児福祉計画

第3期壬生町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町の障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として定める計画です。

## <計画の位置づけ・関連計画>



### 第3節 計画の性格

本計画は、国の「障害者基本計画」、県の「とちぎ障害者プラン21」を基とし、町の第6次総合振興計画やその他関連計画との整合を図りながら策定し、本町の障がい者施策の方向性を示すとともに、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する方策を定めるものです。

### 第4節 計画の期間

壬生町障がい者基本計画は、令和6年度を初年度とする、令和11年度までの6か年計画となります。

また、障がい福祉計画は、3年ごとの計画策定が国の基本指針により定められています。このため第7期壬生町障がい福祉計画及び第3期壬生町障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

ただし、国においては、国内法令の整備や新たな制度改革の取り組みが一層進められていく予定であることから、計画期間中においても必要に応じて本計画を見直す可能性もあります。

年度	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障がい者 基本計画			第5期	第6期					
障がい 福祉計画		第6期		第7期			第8期		
障がい児 福祉計画		第2期		第3期			第4期		

## 第5節 計画における障がい者の定義

---

本計画における障がい者の定義は、障害者基本法第2条第1項及び障害者総合支援法第4条並びに児童福祉法第4条第2項に基づき、18歳未満の障害児を含み、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病及びその他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

さらに、社会的障壁の定義は、障害者基本法第2条第2項に基づき、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とします。

また、本計画においては、法律等に基づく用語等については「障害」と表記し、それ以外の用語については、「障がい」と表記します。

## 第2章 壬生町の障がい者等の状況



## 第2章 壬生町の障がい者等の状況

### 第1節 手帳所持者数の推移

#### 1. 身体障がい者

##### (1) - 1 年齢別身体障害者手帳所持者の推移

本町における身体障害者手帳所持者の人数は、令和5年4月1日現在で 1,618 人となっています。

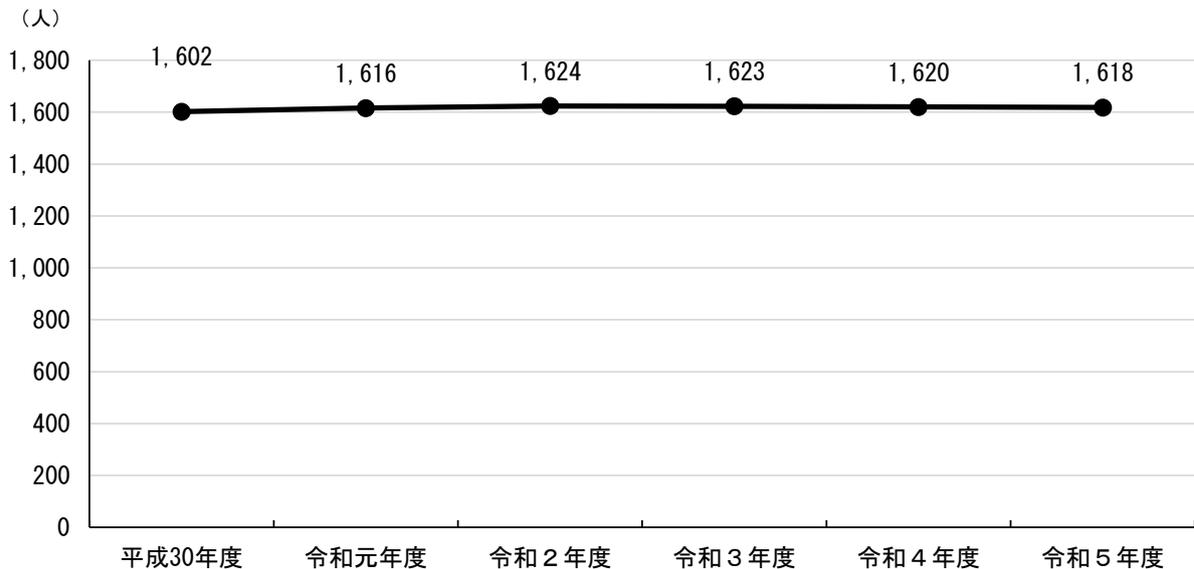
#### ■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	39,597	39,414	39,204	38,985	38,658	38,473
身体障害者手帳所持者合計	1,602	1,616	1,624	1,623	1,620	1,618
18歳未満	14	15	14	15	12	13
18歳以上	1,588	1,601	1,610	1,608	1,608	1,605
手帳所持者対総人口比率	4.05%	4.10%	4.14%	4.16%	4.19%	4.21%

※総人口：住民基本台帳  
健康福祉課調べ（各年度4月1日現在）

#### ■身体障害者手帳所持者数の推移



## (1) - 2 障がい種類別身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を障がいの種類別構成比で見ると、「肢体不自由」が最も多い割合を占めています。また、「内部障がい・その他」については、平成30年度の33.2%から令和5年度は36.3%となっており、増加傾向にあります。

### ■障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者合計	1,602	1,616	1,624	1,623	1,620	1,618
視覚障がい	61	61	63	67	68	68
構成比	3.8%	3.8%	3.9%	4.1%	4.2%	4.2%
聴覚・平衡機能障がい	200	213	213	206	205	201
構成比	12.5%	13.2%	13.1%	12.7%	12.7%	12.4%
音声・言語・そしゃく機能障がい	18	22	23	23	22	21
構成比	1.1%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%
肢体不自由	709	697	694	688	674	664
構成比	44.3%	43.1%	42.7%	42.4%	41.6%	41.0%
内部障がい・その他	532	543	553	562	572	587
構成比	33.2%	33.6%	34.1%	34.6%	35.3%	36.3%
複合（障がいの重複）	79	80	78	77	79	77
構成比	4.9%	5.0%	4.8%	4.7%	4.9%	4.8%

健康福祉課調べ（各年度4月1日現在）

### ■障がい種類別身体障害者手帳所持者構成比の推移



- 視覚障がい
- 聴覚・平衡機能障がい
- 音声・言語・そしゃく機能障がい
- 肢体不自由
- 内部障がい・その他
- 複合（障がいの重複）

### (1) - 3 障がい程度別身体障害者手帳所持者の推移

等級別にみると、令和5年4月1日現在では、「1級」が511人（31.6%）、次いで「4級」が404人（25.0%）となっています。

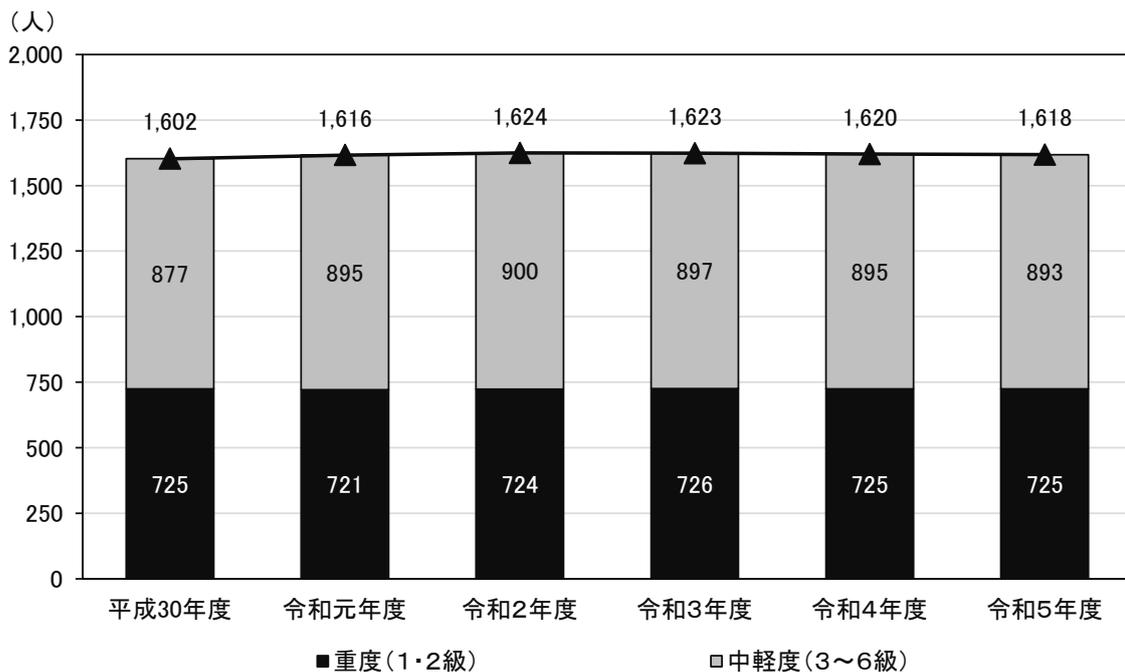
#### ■障がい程度別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者合計	1,602	1,616	1,624	1,623	1,620	1,618
1級	510	508	507	509	506	511
構成比	31.8%	31.4%	31.2%	31.4%	31.2%	31.6%
2級	215	213	217	217	219	214
構成比	13.4%	13.2%	13.4%	13.4%	13.5%	13.2%
3級	228	234	247	245	238	237
構成比	14.2%	14.5%	15.2%	15.1%	14.7%	14.6%
4級	401	404	394	395	404	404
構成比	25.0%	25.0%	24.3%	24.3%	24.9%	25.0%
5級	99	96	98	95	95	94
構成比	6.2%	5.9%	6.0%	5.9%	5.9%	5.8%
6級	149	161	161	162	158	158
構成比	9.3%	10.0%	9.9%	10.0%	9.8%	9.8%

健康福祉課調べ（各年度4月1日現在）

#### ■障がい程度別身体障害者手帳所持者数の推移



## 2. 知的障がい者

療育手帳の所持者数は、令和5年4月1日現在で平成30年度から16.7%増加して454人となっています。

等級では「B2（軽度）」が163人で最も多く全体の35.9%を占め、次いで「B1（中度）」が128人（28.2%）、「A2（重度）」が108人（23.8%）と続いており、特にB1、B2の所持者は平成30年度から55人増加しています。

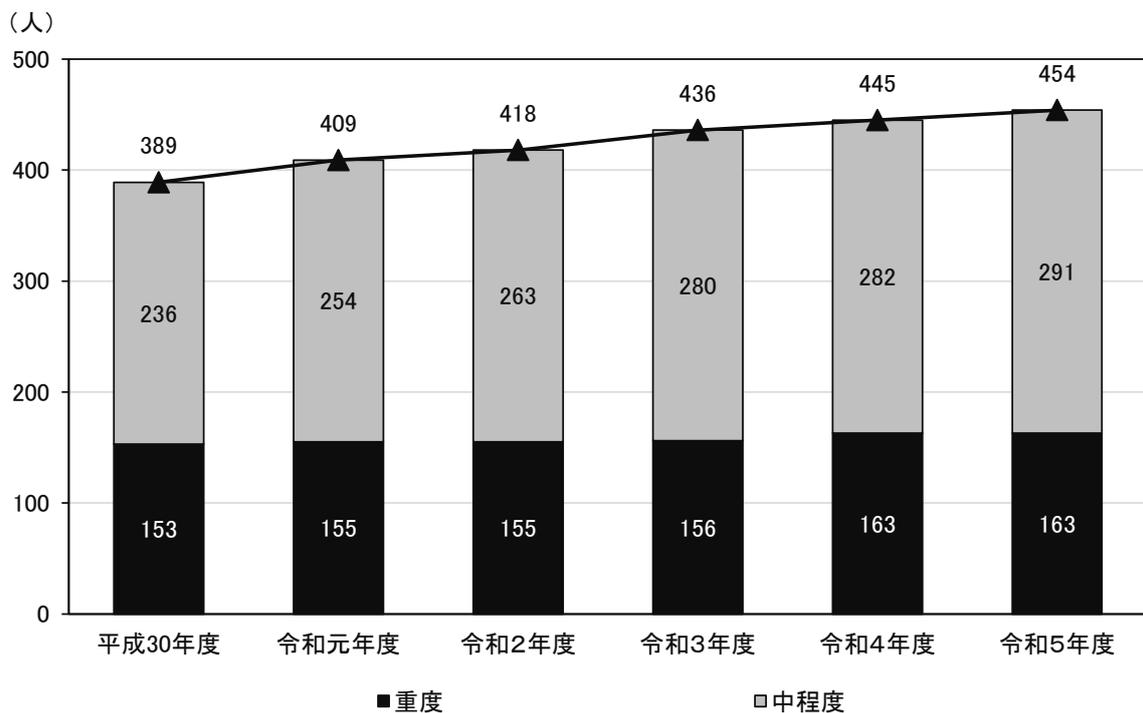
### ■障がい程度別療育手帳所持者の推移

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	39,597	39,414	39,204	38,985	38,658	38,473
療育手帳所持者合計	389	409	418	436	445	454
重度	153	155	155	156	163	163
A1（最重度）	46	47	46	47	49	50
A2（重度）	102	103	104	104	109	108
A（最重度・重度）	5	5	5	5	5	5
中程度	236	254	263	280	282	291
B1（中度）	130	134	135	135	130	128
B2（軽度）	106	120	128	145	152	163
B（中度・軽度）	0	0	0	0	0	0
手帳所持者対総人口比率（%）	0.98%	1.04%	1.07%	1.12%	1.15%	1.18%

※総人口：住民基本台帳  
健康福祉課調べ（各年度4月1日現在）

### ■程度別療育手帳所持者数の推移



### 3. 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和5年4月1日現在で平成30年度から50.5%増加して319人となり、特に「2級」の所持者は59人増加しています。

等級別でも、2級所持者が191人と59.9%を占めています。

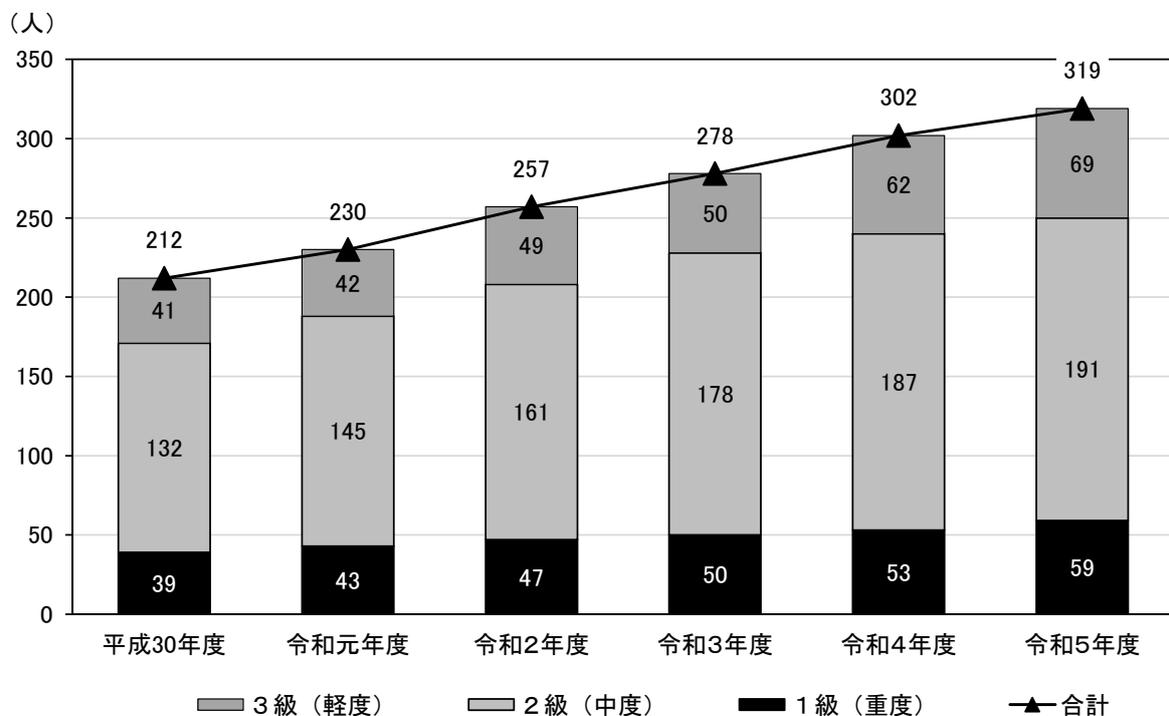
#### ■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	39,597	39,414	39,204	38,985	38,658	38,473
精神障害者保健福祉手帳 所持者合計	212	230	257	278	302	319
1級（重度）	39	43	47	50	53	59
2級（中度）	132	145	161	178	187	191
3級（軽度）	41	42	49	50	62	69
手帳所持者対総人口比率 (%)	0.54%	0.58%	0.66%	0.71%	0.78%	0.83%

※総人口：住民基本台帳  
健康福祉課調べ（各年度4月1日現在）

#### ■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



## 第2節 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標値と実績

### 1. 施設入所者の地域生活への移行

施設を退所して地域で生活を始めた方及び施設入所者の削減見込に関する目標数値・実績（見込み）は、次のとおりです。

項目	目標数値	実績（見込み）	評価
【目標値】地域生活移行者数	3人	3人	第6期計画内での達成が見込まれます。
【目標値】施設入所者数	48人	51人	第6期計画内では未達成の見込みです。

### 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標は精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を年1回以上の開催を実施することでした。

#### ⇒壬生町の取組

壬生町自立支援協議会を協議の場として年1回以上実施しました。

### 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標は年1回以上、壬生町自立支援協議会の場で地域生活支援拠点の運用状況を検証、検討を実施することでした。

#### ⇒壬生町の取組

壬生町自立支援協議会を協議の場として年1回以上運用状況を検証、検討を実施しました。

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行

日中活動系障害福祉サービス利用者で企業などへ就労した方の目標数値・実績（見込み）は、次のとおりです。

項目		目標数値	実績（見込み）	評価
【目標値】 一般就労移行者数		5人	5人	第6期計画内での達成が見込まれます。
内 訳	就労移行支援事業利用者	2人	2人	第6期計画内での達成が見込まれます。
	就労継続支援A型利用者	2人	2人	第6期計画内での達成が見込まれます。
	就労継続支援B型利用者	1人	1人	第6期計画内での達成が見込まれます。
【目標値】 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業利用者		7割	2人（2割）	第6期計画内での達成は困難です。
【目標値】 就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所		7割	10割	第6期計画内での達成が見込まれます。

#### 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

##### ① 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

第2期計画では、児童発達支援センターを町内又は県南障害保健福祉圏域内に少なくとも1カ所以上設置することでした。

###### ⇒ 壬生町の取組

町内の設置を検討したところですが、令和5年度中には設置できない状況です。県南障害保健福祉圏域内には、1カ所設置された状況です。

##### ② 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

第2期計画内では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町内又は県南障害保健福祉圏域内に確保することでした。

###### ⇒ 壬生町の取組

現在、事業所は数カ所確保できている状況ですが、さらなる確保に向けて取組を進めていきます。

### ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

第2期計画内では壬生町自立支援協議会を活用した医療的ケア児支援及び医療的ケア児に関する協議を年1回以上実施及びコーディネーターの配置をすることでした。

#### ⇒壬生町の取組

壬生町自立支援協議会を協議の場として年1回以上実施し、町内にコーディネーターが配置された状況です。

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

#### ⇒壬生町の取組

計画期間内で自立支援協議会等において関係機関との連携を図ってきたところです。令和5年度末までに相談支援体制のさらなる強化を図っていきます。

### 第3節 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実施状況

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間中の障害福祉サービスの利用状況は以下のとおりとなっています。

#### 1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護 (2) 重度訪問介護 (3) 行動援護 (4) 重度障害者 等包括支援 (5) 同行援護	単 位	第6期計画値			実績値		達成率	評価
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	4年度	
	利用時間 (時間/月)	1,350	1,350	1,350	1,748	1,701	126.0%	◎
	利用人数 (人/月)	45	45	45	45	45	100.0%	○

#### 2. 日中活動系サービス

	単 位	第6期計画値			実績値		達成率	評価
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	4年度	
(1)生活介護	利用日数 (人日/月)	2,300	2,300	2,300	2,021	2,011	87.4%	○
	利用人数 (人/月)	100	100	100	99	101	101.0%	○
(2)自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (人日/月)	23	23	23	0	0	0.0%	△
	利用人数 (人/月)	1	1	1	0	0	0.0%	△
(3)自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (人日/月)	46	46	46	38	31	67.4%	□
	利用人数 (人/月)	2	2	2	2	2	100.0%	○
(4)宿泊型自立訓練	利用人数 (人/月)	1	1	1	1	2	200.0%	◎
(5)就労移行支援	利用日数 (人日/月)	207	230	253	161	164	71.3%	□
	利用人数 (人/月)	9	10	11	10	10	100.0%	○
(6)就労継続支援 (A型)	利用日数 (人日/月)	920	960	1,000	950	1,109	115.5%	○
	利用人数 (人/月)	46	48	50	48	57	118.8%	○
(7)就労継続支援 (B型)	利用日数 (人日/月)	1,786	1,862	1,938	1,702	1,778	95.5%	○
	利用人数 (人/月)	94	98	102	93	99	101.0%	○
(8)就労定着支援	利用人数 (人/月)	3	3	3	2	2	66.7%	□
(9)療養介護	利用日数 (人日/月)	120	120	120	122	122	101.7%	○
	利用人数 (人/月)	4	4	4	4	4	100.0%	○
(10)短期入所 (ショートステイ)	利用日数 (人日/月)	100	100	100	49	50	50.0%	□
	利用人数 (人/月)	10	10	10	10	7	70.0%	□

※評価：◎印（125%以上）、○印（75%以上125%未満）、□印（50%以上75%未満）、△印（50%未満）

### 3. 居住系サービス

	単 位	第6期計画値			実績値		達成率	評価
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	4年度	
(1)自立生活援助	利用人数 (人/月)	2	2	2	0	0	0.0%	△
(2)共同生活援助 (グループホーム)	利用人数 (人/月)	70	75	80	77	88	117.3%	○
(3)施設入所支援	利用人数 (人/月)	48	48	48	50	49	98.0%	○

### 4. 計画相談支援等

	単 位	第6期計画値			実績値		達成率	評価
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	4年度	
(1)計画相談支援	利用人数 (人/月)	65	65	65	57	62	95.4%	○
(2)地域移行支援	利用人数 (人/月)	2	2	2	0	0	0.0%	△
(3)地域定着支援	利用人数 (人/月)	1	1	1	0	0	0.0%	△

※評価：◎印（125%以上）、○印（75%以上125%未満）、□印（50%以上75%未満）、△印（50%未満）

## 5. 地域生活支援事業

	単 位	第6期計画値			実績値		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度 (見込)
(1)相談支援事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援 センターの設置	-	検討	検討	実施	検討	検討	未実施
(2)理解促進研修 ・啓発事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(3)自発的活動支援 事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(4)成年後見制度利 用支援事業	利用人数 (人/年)	3	3	3	2	2	2
(5)成年後見制度 法人後見支援 事業	-	検討	検討	実施	検討	検討	未実施
(6)意思疎通 支援事業	利用時間 (人/月)	6	6	6	5	2	3
	手話通訳者設 置	検討	検討	実施	検討	検討	未実施
(7)日常生活用具給 付等事業 (給付件数)	介護・訓練 支援用具	3	3	3	3	1	3
	自立生活 支援用具	6	6	6	2	3	4
	在宅療養等 支援用具	6	6	6	3	4	5
	情報・意思 疎通支援用具	5	5	5	1	1	3
	排泄管理 支援用具	72	72	72	88	85	86
	住宅改修費	1	1	1	0	0	0
(8)移動支援事業	事業所数	6	6	6	1	1	1
	利用人数 (人/月)	14	14	14	7	1	1
	利用時間 (時間/月)	17	17	17	1	2	2
(9)地域活動支援 センター事業	事業所数	5	5	5	0	0	1
	利用者数	8	8	8	0	0	1
(10)福祉ホーム 事業	利用人数 (人/年)	1	1	1	0	0	0
(11)訪問入浴 サービス事業	利用人数 (人/月)	6	6	6	5	4	3

	単 位	第 6 期計画値			実績値		
		3 年度	4 年度	5 年度	3 年度	4 年度	5 年度 (見込)
(12)日中一時支援事業	利用人数 (人/月)	52	52	52	45	42	44
(13)自動車運転免許取得費及び自動車改造費給付事業	利用人数 (人/年)	1	1	1	0	0	0

## 6. 障害児支援

	単 位	第 6 期計画値			実績値		達成率	評価
		3 年度	4 年度	5 年度	3 年度	4 年度	4 年度	
(1)障がい児通所支援								
①児童発達支援	利用日数 (人日/月)	267	272	280	264	269	98.9%	○
	利用人数 (人/月)	33	34	35	30	27	79.4%	○
②医療型児童発達支援	利用日数 (人日/月)	5	5	5	0	0	0.0%	△
	利用人数 (人/月)	1	1	1	0	0	0.0%	△
③放課後等デイサービス	利用日数 (人日/月)	910	938	966	963	1,200	127.9%	◎
	利用人数 (人/月)	65	67	69	77	97	144.8%	◎
④保育所等訪問支援	利用日数 (人日/月)	1	1	1	0	1	100.0%	○
	利用人数 (人/月)	2	2	2	0	1	50.0%	□
⑤居宅訪問型児童発達支援	利用日数 (人日/月)	5	5	10	0	1	20.0%	△
	利用人数 (人/月)	1	1	2	0	1	100.0%	○
(2)障害児相談支援	利用人数 (人/月)	30	30	30	25	29	96.7%	○

※評価：◎印 (125%以上)、○印 (75%以上125%未満)、□印 (50%以上75%未満)、△印 (50%未満)

○ **第3章 計画の基本理念と施策体系** ○  
○ **【障がい者基本計画】** ○



## 第3章 計画の基本理念と施策体系【障がい者基本計画】

### 第1節 計画の基本理念

障がいのある方が、その障がいを理由に制限を受けることなく生活することは障がい者施策の重要な課題であります。

本町においても、全ての町民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、「全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らし共に参加する『福祉』のまちづくり」を目指して施策を推進してきました。

今後においても、障がいのある方が、個性や能力を十分に発揮して地域で生活を送ることができるよう支援するとともに、障がい者の自立及び社会参加などに積極的に取り組める環境づくりを推進します。

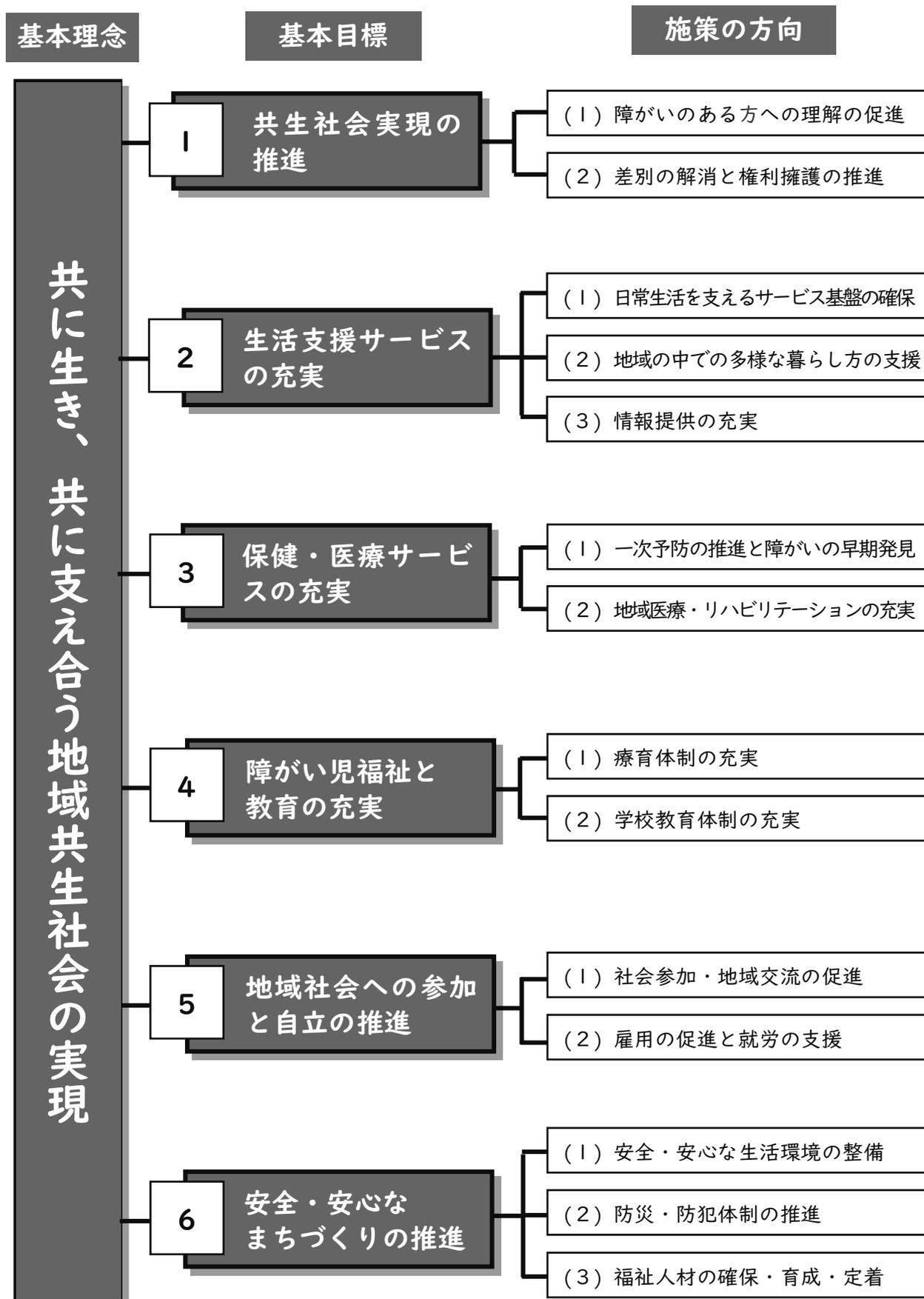
以上の障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して生活を送ることができるよう、共に支え合って暮らす共生社会づくりを目指していくことから、

#### 基本理念

**共に生き、共に支え合う地域共生社会の実現**

を計画の基本理念とします。

## 第2節 施策の体系



## 基本目標Ⅰ 共生社会実現の推進

障がいのある方と障がいのない方が、障がいの有無にとらわれることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、町民一人ひとりが障がいのある方にとって日常生活や社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁を十分に理解することが必要です。

### (1) 障がいのある方への理解の促進

#### ■課題

- 障がいのある方に対する理解促進のための啓発活動を行っていますが、障がい者向けアンケート調査では、「障がい者の就労支援の必要なことについて」は、「職場の障がい者理解」の回答が4割を超え、周囲の理解が重要であり、引き続き啓発活動等に取り組む必要があります。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
	<b>啓発活動の推進</b>	
①	様々な障がいやその特性、障がいのある方について、広く町民への知識と理解の普及に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者基本法に基づく「障害者週間」や「精神保健福祉普及運動週間」を通じての町広報やホームページ等を活用した障がいについての普及啓発</li> <li>○ふくしまつりなど各種イベントを利用した啓発活動</li> </ul>
	<b>福祉教育の推進</b>	
②	学校や地域における様々な交流を通して、障がいについて理解を深めるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校や家庭教育における福祉に関する教育の推進</li> <li>○地域における障がいや障がいのある方に関する普及啓発</li> </ul>

## (2) 差別の解消と権利擁護の推進

### ■ 課題

- ・障がい者向けアンケート調査では、「差別を感じた経験について」は、35.9%の方が「ある」、「少しある」と回答しています。
- ・「成年後見人制度」については「名前も内容も知っている」との回答は24.3%でした。
- ・今後も障がいを理由とした差別の解消と権利擁護などの支援を目的とした相談活動、普及・啓発活動等の取り組みを続けていく必要があります。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
①	<b>障がいを理由とする差別の解消の推進</b>	
	障がいのある方に対する社会の偏見や差別などの社会的障壁が取り除かれるように差別解消を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者差別解消法等の周知啓発</li> <li>○障害者差別解消法に基づく合理的配慮の実施</li> <li>○壬生町差別解消地域協議会の活用</li> </ul>
②	<b>障がいのある方の権利擁護</b>	
	<p>成年後見制度を支援が必要な方が安心して生活を送ることができるよう、本人の権利を守る制度として「障がい者基本計画」に成年後見制度利用促進の基本的な指針を掲げ、他の個別計画との連携・調整を図っていきます。</p> <p>成年後見制度の利用を必要とする方（障がい者、高齢者等）に対して、市町村が地域連携ネットワークを構築し早期に相談できるよう「中核機関」の整備に今後取り組み、支援体制を整備します。</p>	<p>【中核機関の4つの機能】</p> <p>「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進」「後見人支援機能」</p>
③	<b>障がい者虐待防止のためのネットワーク強化の推進</b>	
	障がい者の虐待に対して、日頃からネットワーク体制や緊急時の連絡体制を整備し、地域における障がい者虐待防止ネットワークの強化を推進します。	

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
④	<b>障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援</b>	
	「障害者虐待防止センター」が通報・届出窓口となり、自立支援協議会や関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援を行います。	

## 基本目標 2 生活支援サービスの充実

障がいのある方が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活での支援が必要となります。本町では障害福祉サービスや地域生活支援事業など福祉サービスの提供を実施しています。

また、地域生活支援拠点等を活用しながら地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めています。

### (1) 日常生活を支えるサービス基盤の確保

#### ■課題

##### <障害福祉サービス等の支援について>

- ・障がいのある方の地域生活を支援するため、障害福祉サービスや地域生活支援事業等を実施していますが、障がい者向けアンケート調査では、相談相手として「サービス事業所」や「障がい者団体」、「家族会」、「行政機関」の回答率は17.7%でした。
- ・一方で相談支援サービスの利用を希望する回答は多くあり、必要なサービスにつなげられる相談体制の充実が求められています。
- ・また、高齢化など多様化する障がい者のニーズに対応できるようサービス事業所の質の向上も必要となっています。

##### <外出支援について>

- ・自立生活及び社会参加のためには外出しやすい環境が重要と考え、本町では各種外出支援事業を実施しています。障がい者向けアンケート調査では、「公共交通機関が少ない(ない)」や「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出にお金がかかる」などの回答が多く、外出支援の周知・継続が必要となっています。

## <経済的支援について>

- ・障がい者向けアンケート調査では、希望する暮らしを送るために「経済的な負担の軽減」を求める回答が多くありました。
- ・経済的負担の軽減を図るため、手当、見舞金等の各種福祉制度の周知や申請への援助などが必要となります。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
	<b>障害福祉サービスの充実</b>	
①	地域における障がいのある方の自立した生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、障害福祉サービスの提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービスの充実</li> <li>○地域生活支援事業の実施</li> <li>○地域包括支援センターなど介護保険サービスとの連携強化</li> </ul>
	<b>交通・移動対策の充実</b>	
②	障がいのある方の社会参加を促進するため、外出支援制度の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移動支援事業、交通費助成事業、タクシー料金助成制度</li> <li>○デマンドタクシーみぶまる、町コミュニティバスみぶーぶ(町内循環線)、ゆうがおバス(獨協医大病院～石橋駅)の制度等の周知</li> </ul>
	<b>各種手当の支給</b>	
③	経済的負担の軽減を図るため、障がいのある方やその家族に対して支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○難病患者等福祉手当、重度心身障害児扶養手当等の支給</li> <li>○特別障害者手当及び特別児童福祉手当、障害年金制度など各種制度の周知や申請時の支援</li> </ul>
	<b>相談支援事業所等との連携</b>	
④	障がいのある方やその家族が地域で安心して生活していけるよう、相談しやすい体制の構築を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委託相談支援事業所の活用</li> <li>○地域包括ケアシステムの推進</li> </ul>
	<b>相談員・民生委員による情報提供</b>	
⑤	地域の身近な相談窓口からの適切なサービス利用への連携に努めます。	○身体障害者相談員、知的障害者相談員や民生委員・児童委員との連携強化
	<b>自立支援協議会の活性化</b>	
⑥	地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、自立支援協議会の活性化を図ります。	

## (2) 地域の中での多様な暮らし方の支援

### ■課題

- ・施設入所者の地域移行については、第6期障がい福祉計画期間内では地域生活へ移行した入所者は見込みより少ない結果となり、障がい者向けアンケート調査では、施設入所・病院入院の方から将来の暮らし方の希望として「一般の住宅で一人暮らしをしたい」との回答は少ない結果となっています。また、地域で生活するに当たっての必要な支援として「障がい者に適した住宅の確保」と回答があり、バリアフリー住宅の推進やグループホーム等の整備など住環境の支援も必要となります。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
	<b>地域で暮らせるよう自立支援体制の充実</b>	
①	入所施設から安心して地域生活に移行できるよう、障がいのある方の地域生活の場の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立生活援助を活用した地域移行・定着の推進</li> <li>○共同生活援助（グループホーム）の整備の促進に向けての情報提供</li> </ul>
	<b>障がいのある方に配慮した住宅等の普及</b>	
②	障がいのある方に配慮した設備のある住宅や用具等の普及に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の普及啓発</li> <li>○日常生活用具給付等事業</li> </ul>
	<b>精神障がい者への支援</b>	
③	<p>精神障がい者が安心して社会生活を送れるよう、環境整備するとともに、精神疾患に対する町民への理解促進に努めます。</p> <p>また、精神科医療機関に通院している方が、早期に社会参加・社会復帰できるよう医療機関等と連携をとり、個々の状態に応じたきめ細やかな支援ができるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の普及啓発</li> <li>○日常生活用具給付等事業</li> </ul>

### (3) 情報提供の充実

#### ■ 課題

- ・障害福祉サービス等の情報源としては、「新聞やテレビ等のニュース」、「家族や親せき、友人、知人」と並び「行政機関の広報誌」との回答が多くありました。町のホームページや広報誌などの情報提供における、障がい者利用への配慮が求められています。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
	<b>情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援</b>	
①	障がいのある方が必要な福祉サービスや制度を利用することができるよう、サービスの情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種広報手段の活用や制度案内のパンフレット等の作成</li> <li>○点字、手話やコミュニケーション支援ボード、タブレットを使用した支援など、視聴覚障がい者へ配慮した情報提供</li> <li>○意思疎通支援事業</li> </ul>

## 基本目標3 保健・医療サービスの充実

いつまでも健康で快適に過ごすためにも、障がいの原因となる疾病(生活習慣病など)の予防並びに早期発見、早期療育の重要性が近年高まっています。障がいの重度化・重複化の予防のためにも、医療や医学的リハビリテーションの充実を行っています。

### (1) 一次予防の推進と障がいの早期発見

#### ■課題

- ・市民が安心して健康診査等や健康相談等を受けられるように、本町では医療機関と連携をしながら検診等に取り組んでいます。また、障がいの早期発見のためにも今後も検診や診療を受けやすい環境づくりを進める必要があります。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
①	<b>障がいの発生予防</b>	
	市民一人ひとりが自らの健康増進を図るとともに、日頃から一次予防や疾病による障がいの未然防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康診査やがん検診等の各種検診の実施</li> <li>○健康教育や健康相談等の充実</li> <li>○難病に関する広報</li> </ul>
②	<b>障がいの早期発見・早期療育</b>	
	障がいの早期発見のため、母子保健事業の充実を図るとともに、保育園や幼稚園、認定こども園、医療機関等をはじめとする関係機関との連携強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子健康診査の実施（妊婦健康診査、乳幼児健康診査等）</li> <li>○早期発見や適切な療育が受けられるよう関係機関等との連携強化</li> </ul>

## (2) 地域医療・リハビリテーションの充実

### ■ 課題

- ・障がい者向けアンケート調査では、困ったときの相談相手としては「かかりつけの医師や看護師」との回答が「家族や親せき」に次いで多くあり、相談支援においても医療関係者の重要性が高いことが伺えます。このため、医療・保健・福祉の連携した地域医療の推進が望まれています。
- ・自立した日常生活を送るためには、地域で適切なリハビリテーションが提供されることは重要であり、医療機関や障がい福祉サービス事業所と連携をしながらリハビリテーションの充実を図る必要があります。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
①	<b>診療を受けやすい環境づくり</b>	
	医療機関等と連携して、障がいのある方が診療を受けやすい環境づくりに努めます。また、医療費助成制度の周知を図り、利用の促進に努めます。	○自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療） ○重度心身障害者医療費助成制度
②	<b>リハビリテーションの充実</b>	
	日常生活の中におけるリハビリテーションを提供する場の確保に努めます。	○医療機関及び福祉サービスを利用したリハビリテーションの実施

## 基本目標 4 障がい児福祉と教育の充実

ニーズの多様化が進む障がい児支援では、要望に対応できるよう相談・支援体制の充実を図っています。また、教育については、障がいの有無に関わらず教育を受けられる体制づくりを進めています。

### (1) 療育体制の充実

#### ■ 課題

- ・障がい児支援については、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、ニーズの多様化に対するきめ細やかな支援が求められています。本町では療育体制の充実に取り組んでいますが、障がい者向けアンケート調査では「費用などの経済的な負担」、「通園・通学生活での本人の成長」、「他の児童・生徒の理解と配慮」、「通園・通学の送迎」、「教職員の指導の仕方」など求める支援はライフステージに応じて多方面にわたります。このため、障がい児及び保護者への相談・支援体制の更なる充実が求められています。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
①	<b>療育支援体制の推進</b>	
	障がいのある子どもとその保護者が適切なサービスを利用できるよう、療育支援体制の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児相談支援</li> <li>○障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）</li> <li>○発達支援児への適切な保育（発達支援児保育事業）</li> </ul>
②	<b>情報提供・広報啓発活動の推進</b>	
	障がいのある子どもがその障がいの特性に合ったサービスを利用できるよう、医療・保健・福祉サービスに関する情報提供等に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育園、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターからの情報提供及び広報啓発活動</li> <li>○保健師や相談支援事業所等の連携による情報提供や相談支援</li> </ul>
③	<b>障がい児保育に係る人材の資質向上</b>	
	障がいのある子どもの受け入れ体制や保育に携わる人材の資質向上に努めます。	○保育士等の各種研修会や講演会への参加
④	<b>障がい児支援の充実</b>	
	療育や就学等の相談、指導については関係機関が連携し、相談体制を充実させ、障がい児やその家族のニーズにあった支援を行っていきます。	
⑤	<b>障がい児保育に係る人材の資質向上</b>	
	保健、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、医療的ケア児に対する支援の充実に努め、コーディネーターの配置を促進します。	

## (2) 学校教育体制の充実

### ■ 課 題

- 障がい児の教育については、学校と連携をとりながら支援を行っています。障がい者向けアンケート調査では、「学校や園に通う上で求めること」として「送迎などの通園・通学のサポート」、「学習支援や介助などのサポート」、「仲間・友人づくり」などについての回答が多くあり、障がいの特性に応じた適切な支援を行えるよう体制の充実が求められています。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
①	<b>教育相談・就学指導の充実</b>	
	障がいの特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、可能な限り障がいのある児童生徒並びに保護者の意向を尊重した支援を行います。	○教育相談や就学指導の充実 ○関係機関等との連携による進路対策等
②	<b>交流教育の推進</b>	
	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流活動等を行います。	○総合的な学習の時間などを通じた障がい者との交流教育
③	<b>特別支援教育の充実</b>	
	特別な教育支援を必要とする児童・生徒一人ひとりに応じた教育体制の充実を図ります。	
④	<b>関係機関等との連携強化</b>	
	学校教育をはじめ、安全で安心な通学環境などの充実を図るため、教育委員会、県、公共交通機関など関係機関等との連携強化に努めます。	

## 基本目標5 地域社会への参加と自立の推進

社会参加は、障がいの有無に関わらず生きがいのある暮らしにつながります。本町では障がい者の社会参加の支援を推進しています。

また、就労も自立ある生活を営む上で重要な要素であることから、就労及び職場定着の促進に向けて、関係機関との連携を図っています。

### (1) 社会参加・地域交流の促進

#### ■課題

- 障がい者向けアンケート調査では、「希望する暮らしを送るため」について、「地域住民等の理解」との回答が14.3%あり、地域における理解と支援の充実が望まれます。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
①	<b>文化芸術・スポーツ活動等の充実</b>	
	障がいのある方が、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動などに参加できる環境づくりに努めます。	○生涯学習等の各種講座や文化芸術・スポーツ活動のイベント開催及び広報 ○手話通訳者等の派遣
②	<b>地域との交流促進</b>	
	障がいのある方が、地域の中で社会の一員としての役割を担えるよう、地域の諸行事への積極的な参加を促進します。	○障がい者施設と地域住民との交流行事の支援

### (2) 雇用の促進と就労の支援

#### ■課題

- 働く意欲のある障がい者が一般就労を行えるように、就労移行への支援を行っています。また、障がい者向けアンケート調査では「就労に必要なと思う支援」について、「職場の障がい者理解」、「職場の上司や同僚に理解があること」の回答が共に4割以上あり、受け入れ企業の理解・協力が重要となっています。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
①	<b>雇用の促進と就労の支援</b>	
	障がいのある方の雇用とともに、働きやすい職場を確保するため、事業主や職場内の理解を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者就業・生活支援センター及びハローワーク相談窓口との連携強化</li> <li>○就労移行支援、就労定着支援</li> <li>○事業主に対する改正障害者雇用促進法などの周知啓発</li> <li>○障がい者の壬生町職員採用枠の設置</li> <li>○障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等の受注機会の確保</li> </ul>
②	<b>就労訓練の場の充実</b>	
	障がいのある方の一般就労への移行や、知識・能力の向上と生産活動を支援するサービスの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）</li> <li>○役場内や町関連のイベントにおける授産製品などの販売機会の提供と販路の拡大支援</li> </ul>

## 基本目標 6 安全・安心なまちづくりの推進

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、本町においてもバリアフリー化を進めているところです。

また、地域で安心して生活するためには災害時の対策は重要となります。このため本町では、災害時の障がい者や高齢者等の要配慮者支援体制の整備を行っています。

### (1) 安全・安心な生活環境の整備

#### ■課題

- 本町でも公共施設のバリアフリー化を進めていますが、障がい者向けアンケート調査では、「外出時に困ること」で2割以上の方が「道路や駅に階段や段差が多い」と回答しており、引き続きバリアフリー化を進める必要があります。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
①	<b>安全な歩行空間の整備</b>	
	障がいのある方が安心して通行することができるよう、障がいに配慮した歩行空間の整備や交通安全教育等の実施を進めます。	○段差の解消や点字ブロック等の設置 ○参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等、きめ細やかな交通安全教育の推進
②	<b>公共施設・交通機関のバリアフリー化</b>	
	役場や学校をはじめとする公共施設、不特定多数の人々が利用する病院や公共交通機関等の周辺地域を含めたバリアフリー化を引き続き進めます。	○公共施設等のバリアフリー化の推進 ○誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを採り入れた公共施設等の整備

## (2) 防災・防犯体制の推進

### ■課題

- ・障がい者向けアンケート調査では、「災害時に困ること」について「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」との回答がそれぞれ5割近くあり、また、「災害時に一人で避難できる」と回答した方は約4割に留まっていることから、避難支援体制づくりの強化が求められています。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
①	<b>要配慮者支援体制の整備</b>	
	災害や緊急避難時に支援を必要とする「避難行動要支援者」の把握と、関係者・関係機関等と連携を図ります。自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防、医療機関、支援事業所等の関係機関と連携し、避難時の「個別プラン」作成等支援体制を整備します。	○要配慮者に対する情報伝達手段・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備 ○「要配慮者対応マニュアル」に基づく関係機関等との連携、個別避難計画等の作成

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
②	<b>防災対策の推進</b>	
	障がいのある方を含めた地域ぐるみでの防災対策の普及啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練の開催</li> <li>○要配慮者の安否確認と災害時における救出・救護体制、避難誘導及び搬送体制の確立</li> <li>○一人暮らしの重度身体障がい者への緊急通報装置の貸与</li> </ul>
③	<b>避難場所における配慮</b>	
	避難場所となる主要な公共施設のバリアフリー化や要配慮者専用スペースの設置、関係機関等との連携による災害時の医療体制の整備など、障がいの特性に応じた配慮に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所におけるマニュアル整備</li> <li>○ 福祉避難所の設置</li> </ul>
④	<b>防犯対策の推進</b>	
	障がいのある方が犯罪被害に遭ったりトラブルに巻き込まれることがないように、また、被害の未然防止や早期発見につながるよう、地域社会での見守り・支援を行うため、防犯や消費者被害のための情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯教室・消費者教室等の実施</li> </ul>
⑤	<b>感染症対策の体制整備</b>	
	障がいがある方にも配慮した感染症対策の周知を行います。また、社会福祉施設等における感染症拡大防止策について情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ガウン・グローブ、マスク等の防護具の配布</li> <li>○感染防止対策啓発資料の配布</li> </ul>

### (3) 福祉人材の確保・育成・定着

#### ■課題

- ・障がいのある方の多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携を密にし、人材の確保・育成・定着を図っていく必要があります。

No.	施策・事業	
	主な事業	主な関連施策
①	<b>障がい者福祉関係者の資質の向上</b>	
	障がい者福祉関係者の資質の向上	○障害児者支援連絡会等との連携
②	<b>福祉の担い手と支援団体の育成</b>	
	地域での生活を支えるため、専門性の高い人材の確保に努めます。また、地域でのサポート体制を築くために、支援団体の育成に努めます。	○自立支援協議会等の活用



- **第4章 障がい福祉サービスの充実** ○
- **【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】** ○



## 第4章 障害福祉サービスの充実【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

### 第1節 令和8年度の目標値

#### 1. 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針によると、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和8年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

##### ①施設入所者の地域生活への移行

###### 【国の基本指針】

令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目指す。

項目	目標数値	町の考え方	国の考え方
【目標値】 地域生活移行者数	3人	入所者の状況等から3人（6%）が地域生活へ移行するものとしてします。	令和4年度末の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行

##### ② 入所施設の入所者数

###### 【国の基本指針】

令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減を目指す。

項目	目標数値	町の考え方	国の考え方
【目標値】 施設入所者数	51人	施設入所を希望する方が多いので令和5年度末の見込みと同数としてします。	施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減

## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、ともに暮らせる社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

### 【国の基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する。

項目	令和6年度 目標数値	令和7年度 目標数値	令和8年度 目標数値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	5	5	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	30	36	42
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1	1	1

### ⇒ 壬生町の取組

- ・精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制の構築に努めます。

### 3. 地域生活支援の充実

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、各市町村または各都道府県が定める障害福祉圏域（以下「圏域」という。）において、少なくとも一つは整備を進めることが国の指針により求められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

#### 【国の基本指針】

令和8年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目指す。

令和8年度末までに強度行動障害を有する方に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

#### ⇒壬生町取組

- ・目標は障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行うために、整備済の地域生活支援拠点において、せせらぎ会のグループホームしらゆりを拠点の中心として、面的に他の町内の事業所と連携を取りながら機能の強化を図ります。
- ・年1回以上、壬生町自立支援協議会の場で地域生活支援拠点の運用状況を検証、検討を行います。また、地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置を目標とします。
- ・強度行動障害を有する方の状況やニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行

##### 【国の基本指針】

令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者が、令和3年度実績の1.28倍以上になることを目指す。

項目	目標数値	町の考え方	国の考え方
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	8人 (1.33倍)	国の指針を踏まえて 設定します。	令和3年度実績の 1.28倍以上

#### 5. 就労移行支援事業の利用者数

##### 【国の基本指針】

令和8年度において就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

項目	目標数値	町の考え方	国の考え方
【目標値】 令和8年度末の就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。	国の指針を踏まえて 設定します。	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

## 6. 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所の目標数値・実績（見込み）は、次のとおりです。

### 【国の基本指針】

令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の1.31倍以上になることを目指す。

項目	目標数値	町の考え方	国の考え方
【目標値】 令和8年度末の就労移行支援事業の就労移行率	1.5倍 (3人)	国の指針を踏まえて設定します。	令和3年度実績の1.31倍以上

## 7. 就労継続支援A型の一般就労への移行率

### 【国の基本指針】

令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の概ね1.29倍以上になることを目指す。

項目	目標数値	町の考え方	国の考え方
【目標値】 令和8年度末の就労継続支援A型の就労移行率	1.33倍 (4人)	国の指針を踏まえて設定します。	令和3年度実績の概ね1.29倍以上

## 8. 就労継続支援B型の一般就労への移行率

### 【国の基本指針】

令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の概ね1.28倍以上になることを目指す。

項目	目標数値	町の考え方	国の考え方
【目標値】 令和8年度末の就労継続支援B型の就労移行率	1人	1人の一般就労を目標とします。	令和3年度実績の概ね1.28倍以上

## 9. 就労定着支援事業の利用者数

### 【国の基本指針】

令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者が、令和3年度実績の1.41倍以上になることを目指す。

項目	目標数値	町の考え方	国の考え方
【目標値】 令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	3人 (1.5倍)	国の指針を踏まえて設定します。	令和3年度実績の1.41倍以上

## 10. 就労定着支援事業の就労定着率の一般就労への移行率

### 【国の基本指針】

令和8年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上になることを目指す。

項目	目標数値	町の考え方	国の考え方
【目標値】 就労定着支援事業所の就労定着率	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。	国の指針を踏まえて設定します。	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

## 11. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

### ①児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

#### 【国の基本指針】

令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを目指す。令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制の構築を目指す。

#### ⇒壬生町の実施

- ・児童発達支援センターを町内又は県南障害保健福祉圏域内に少なくとも1か所以上設置を目標とします。
- ・保育所等訪問支援事業の利用による障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制構築を目標とします。

### ②重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

#### 【国の基本指針】

令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを目指す。

#### ⇒壬生町の実施

- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、町内又は県南障害保健福祉圏域内に確保することを目指す。

### ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

#### 【国の基本指針】

令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを旨とする。

#### ⇒壬生町の実践

- ・壬生町自立支援協議会を活用した医療的ケア児支援として医療的ケア児等に関する協議を年1回以上実施及びコーディネーターの2名以上の配置を目標とします。

## 12. 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、相談・サポート体制を確保することが重要となります。

### ①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

#### 【国の基本指針】

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むこと。

項目	令和6年度 目標数値	令和7年度 目標数値	令和8年度 目標数値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数（延数） 【保護者】	150	150	150
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数 【支援者】	7	7	7
ペアレントメンターの人数	1	1	1

#### ⇒壬生町の取組

- ・町では、発達障がい者等の早期発見・早期支援のため、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムに代わるものとして、発達支援サポート事業のなないろ相談を活用します。発達障がい者等及びその家族等への支援や必要な知識や方法を身につけ、また各支援機関とも連携を図っていきます。
- ・地域における包括的な支援として発達障がい者等及びその家族等への支援や必要な知識や方法を身につけ、また各支援機関とも連携を図っていきます。

### 13. 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

#### 【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目指す。

項目	令和6年度 目標数値	令和7年度 目標数値	令和8年度 目標数値
基幹相談支援センターの設置	検討	検討	実施
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	検討	検討	実施
相談支援事業者の人材育成の支援	検討	検討	実施
相談機関との連携強化の取組の実施回数	0	0	1
事例検討の実施回数（頻度）	1	1	1
事例検討の参加事業者（機関）数	16	16	16
協議会の専門部会の設置数	1	1	1
専門部会の実施回数（頻度）	1	1	1

#### ⇒壬生町の取組

- ・町内に基幹相談支援センターの設置と、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成支援を実施することを目標とします。
- ・壬生町自立支援協議会を活用した個別事例の検討を通じて地域のサービス基盤の開発・改善に取り組むことを目標とします。

## 14. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

### 【国の基本指針】

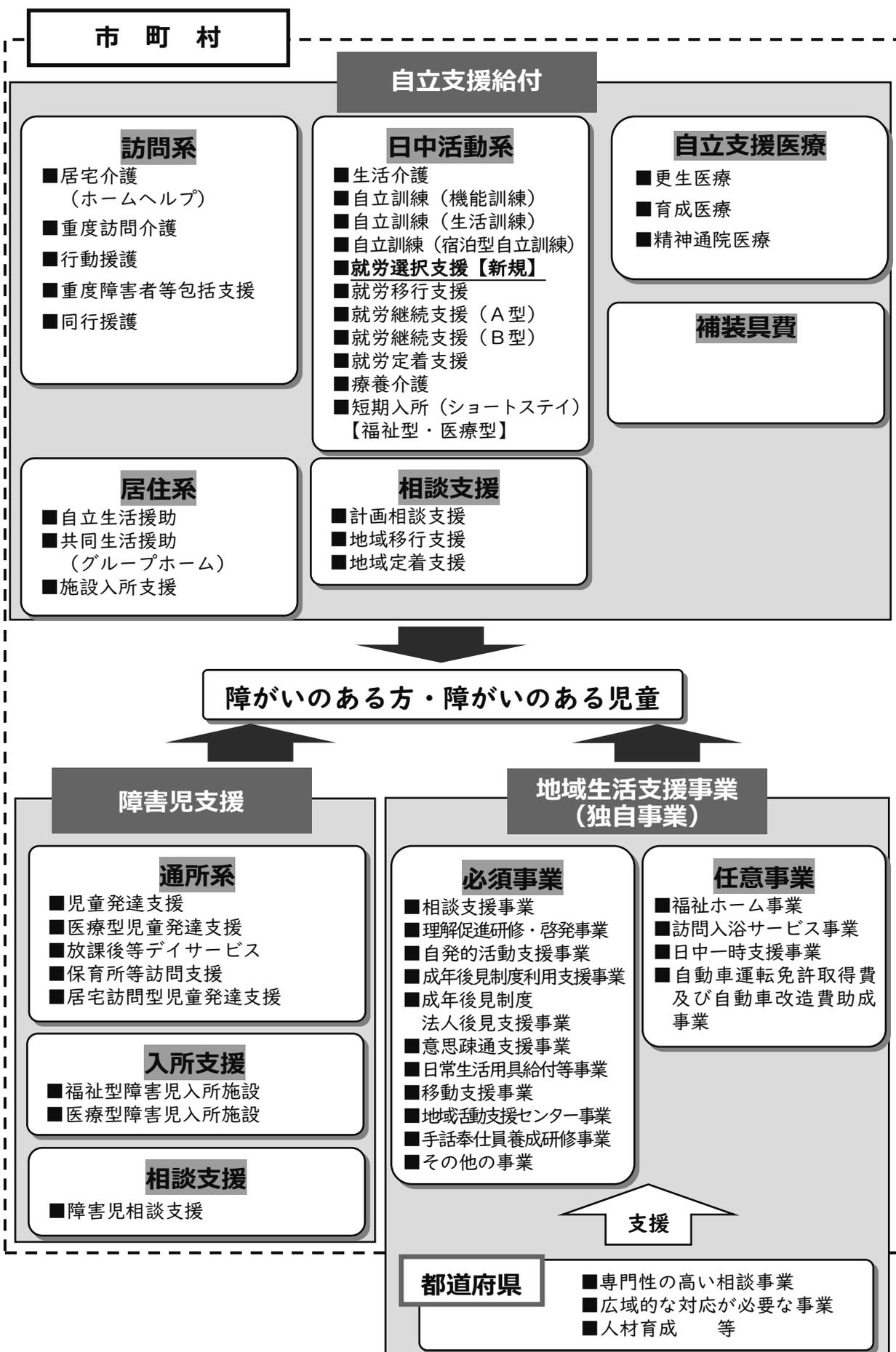
令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目指す。

項目	令和6年度 目標数値	令和7年度 目標数値	令和8年度 目標数値
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加	実施	実施	実施
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	検討	検討	実施

### ⇒ 壬生町の取組

- ・総合的・専門的な相談支援体制の強化を図るため、町職員の研修への積極的な参加や障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有を図ることを目標とします。

## 第2節 障害福祉サービスの体系



## 第3節 障害福祉サービスの見込みと確保策

### (1) 訪問系サービス

#### ① 居宅介護

自宅での入浴や排せつ、食事の介護など、自宅における生活全般にわたる介護サービスを行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 町内外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保していますが、引き続き町内に事業者の参入の促進をすることで、サービスを利用しやすい環境作りに努めます。

居宅介護	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用時間 (時間/月)	658	506	511	518	518	518
利用人数 (人/月)	33	33	33	33	33	33

※令和5年度は見込み

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護が必要な方に、自宅での入浴や排せつ、食事等の介護や生活全般にわたる援助、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 町内外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保していますが、引き続き町内に事業者の参入の促進をすることで、サービスを利用しやすい環境作りに努めます。

重度訪問介護	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用時間 (時間/月)	937	1,038	1,050	1,062	1,062	1,062
利用人数 (人/月)	6	6	6	6	6	6

※令和5年度は見込み

### ③ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護等を行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整します。

行動援護	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用時間 (時間/月)	2					
利用人数 (人/月)						

※令和5年度は見込み

### ④ 重度障害者等包括支援

常に介護を要する障がい者（障害支援区分6）等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助のサービスを包括的にを行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整します。

重度障害者等包括支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

## ⑤ 同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時の移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

### 【サービス見込量及び確保のための方策】

○実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。

○利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整します。

同行援護	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用時間 (時間/月)	151	156	158	159	159	159
利用人数 (人/月)	5	5	5	5	5	5

※令和5年度は見込み

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

生活介護	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	2,021	2,011	2,020	2,020	2,020	2,020
利用人数 (人/月)	99	101	100	100	100	100

※令和5年度は見込み

#### 【重度障害者について 利用人数 (人/月)】

生活介護	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
強度行動障害者				10	10	10
高次脳機能障害者				0	0	0
医療的ケアを必要とする障害者				0	0	0

### ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

#### ②-1 機能訓練

障がい者支援施設等又は自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを通して、身体機能又は生活能力の維持、向上等の訓練を行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 利用期間が限定されていることから、実績を踏まえて必要最小限の見込みとします。
- 利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整します。

自立訓練 (機能訓練)	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	0	0	0	23	23	23
利用人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

## ②-2 生活訓練

障がい者支援施設等又は自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談及び助言を行います。

### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整します。

自立訓練 (生活訓練)	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	38	31	38	38	38	38
利用人数 (人/月)	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は見込み

## ③ 宿泊型自立訓練

障がい者支援施設等の居室などの設備を使いながら、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間や休日に家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談などの支援を行います。

### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績を踏まえて次のように見込みます。
- 利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整します。

宿泊型自立訓練	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用人数 (人/月)	1	2	2	2	2	2

※令和5年度は見込み

## ④ 就労選択支援

就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするものです。

### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 就労系サービスの実績などを勘案して、第7期計画の利用人数を見込みます。
- 利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整をします。

就労選択支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用人数 (人/月)	-	-	-	-	5	10

※令和7年度より施行予定

## ⑤ 就労移行支援

就労を希望する方に、概ね2年間の期間を設定し、一般企業等への就労に向け、生産活動やその他の活動の機会を提供し、必要な知識及び能力の訓練を行います。

### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 町内外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保していますが、引き続き町内に事業者の参入の促進をすることで、サービスを利用しやすい環境作りに努めます。
- 町外の事業所を希望する場合でも、交通費助成などの支援を行うことでサービス利用に繋がります。

就労移行支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	161	164	170	180	180	180
利用人数 (人/月)	10	10	10	11	11	11

※令和5年度は見込み

## ⑥ 就労継続支援 (A型・B型)

### ⑥-1 就労継続支援A型(雇用型)

就労移行支援事業により一般企業への雇用が結びつかなかった方、特別支援学校を卒業して雇用が結びつかなかった方などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 町内外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保していますが、引き続き町内に事業者の参入の促進をすることで、サービスを利用しやすい環境作りに努めます。
- 町外の事業所を希望する場合でも、交通費助成などの支援を行うことでサービス利用に繋がります。

就労継続支援 (A型)	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	950	1,109	1,180	1,200	1,300	1,400
利用人数 (人/月)	48	57	59	60	64	68

※令和5年度は見込み

## ⑥-2 就労継続支援B型(非雇用型)

一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難な障がいのある方の中で、再び雇用の場に戻ることを希望する障がいのある方に対して、継続した就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 町内外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保していますが、引き続き町内に事業者の参入の促進をすることで、サービスを利用しやすい環境作りに努めます。
- 町外の事業所を希望する場合でも、交通費助成などの支援を行うことでサービス利用に繋がります。

就労継続支援 (B型)	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	1,702	1,778	1,800	1,850	1,900	1,950
利用人数 (人/月)	93	99	101	104	106	108

※令和5年度は見込み

## ⑦ 就労定着支援

一般就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 令和8年度における一般就労への移行等の目標値に基づき、次のように見込みます。
- 町内外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保していますが、引き続き町内に事業者の参入の促進をすることで、サービスを利用しやすい環境作りに努めます。

就労定着支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用人数 (人/月)	2	2	3	3	3	3

※令和5年度は見込み

## ⑧ 療養介護

医療を必要とし、常時介護を必要とする障がいのある方で一定以上の障害支援区分の方を対象に、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを行います。

### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績や支援ケースを踏まえて次のように見込みます。
- 町外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保しています。
- 利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整します。
- 新規のサービス事業所開設などの把握に努めます。

療養介護	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	122	122	122	150	150	150
利用人数 (人/月)	4	4	4	5	5	5

※令和5年度は見込み

## ⑨ 短期入所

障がいのある方を対象に、介助者の疾病等の理由により障がいのある方の介助ができなくなった場合、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 町内外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保していますが、引き続き町内に事業者の参入の促進をすることで、サービスを利用しやすい環境作りに努めます。
- 新規のサービス事業所開設などの把握に努めます。

短期入所	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	49	50	60	70	70	70
利用人数 (人/月)	10	7	10	11	11	11

※令和5年度は見込み

### 【重度障害者について 利用人数 (人/月)】

短期入所	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
強度行動障害者				1	1	1
高次脳機能障害者				0	0	0
医療的ケアを必要とする障害者				0	0	0

### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問（助言や医療機関等との連絡調整）や、利用者からの相談・要請に応じた随時の対応（訪問、電話、メール等）により必要なサービスを行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 地域移行支援サービス、地域定着支援サービスの利用見込みを踏まえて、次のように見込みます。
- 利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整します。
- 新規のサービス事業所開設などの把握に努めます。

自立生活援助	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用人数 (人/月)	0	0	0	2	2	2

※令和5年度は見込み

#### ② 共同生活援助（グループホーム）

グループホームは、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 町内外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保していますが、引き続き町内に事業者の参入の促進をすることで、サービスを利用しやすい環境作りに努めます。
- 新規のサービス事業所開設などの把握に努めます。

共同生活援助 (グループホーム)	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用人数 (人/月)	77	88	99	110	120	130

※令和5年度は見込み

#### 【重度障害者について 利用人数 (人/月)】

共同生活援助 (グループホーム)	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
強度行動障害者				3	4	5
高次脳機能障害者				0	0	0
医療的ケアを必要とする障害者				0	0	0

### ③ 施設入所支援

夜間等に介護を必要とする障がいのある方や、「自立訓練」、「就労移行支援」を利用している障がいのある方の中で単身の生活が困難である方、地域の都合により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の支援を行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 令和8年度における地域生活への移行の目標値に基づき、次のように見込みます。
- 利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整します。
- 新規のサービス事業所開設などの把握に努めます。

施設入所支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用人数 (人/月)	50	49	51	51	51	51

※令和5年度は見込み

## (4) 計画相談支援等

### ① 計画相談支援

障害福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案して、必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 町内外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保していますが、今後も相談業務の増加が見込まれるため、新規事業所の開設などの把握に努めます。

計画相談支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用人数 (人/月)	57	62	67	70	75	80

※令和5年度は見込み

### ② 地域移行支援

障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等のサービスを行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- アンケート結果や施設入所者等の状況を踏まえて次のように見込みます。
- 利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整します。

地域移行支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用人数 (人/月)	0	0	0	2	2	2

※令和5年度は見込み

### ③ 地域定着支援

居宅において、単身のために地域生活が不安定な方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

○アンケート結果等を踏まえて次のように見込みます。

○利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整します。

地域定着支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

## (5) 障害児通所支援

### ① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 町内外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保していますが、引き続き町内に事業者の参入の促進をすることで、サービスを利用しやすい環境作りに努めます。
- 新規のサービス事業所開設などの把握に努めます。

児童発達支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	264	269	270	278	286	294
利用人数 (人/月)	30	27	30	31	32	33

※令和5年度は見込み

### ② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 今後の利用ニーズ等を踏まえて次のように見込みます。また、事業所への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。

医療型児童発達支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	0	0	0	5	5	5
利用人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

### ③ 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等に通り、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 町内外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保していますが、引き続き町内に事業者の参入の促進をすることで、サービスを利用しやすい環境作りに努めます。
- 新規のサービス事業所開設などの把握に努めます。

放課後等 デイサービス	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	963	1,200	1,350	1,500	1,570	1,640
利用人数 (人/月)	77	97	110	120	125	130

※令和5年度は見込み

### ④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。

#### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 関係機関が連携し、サービスを利用しやすい環境作りに努めます。

保育所等訪問支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	0					
利用人数 (人/月)	0					

※令和5年度は見込み

## ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して、発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練）を行います。

### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 医療的ケア児の人数などを勘案して次のように見込みます。
- 利用を希望する方がいる場合は、サービスを受けられるように関係事業所と調整します。
- 新規のサービス事業所開設などの把握に努めます。

居宅訪問型 児童発達支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用日数 (人日/月)	0	0	0	5	5	5
利用人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

## (6) 障害児相談支援

障がいのある児童について、障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

### 【サービス見込量及び確保のための方策】

- 実績やアンケート結果を踏まえて次のように見込みます。
- 町内外の事業所を利用することで現在のサービス量を確保していますが、今後も相談業務の増加が見込まれるため、新規事業所の開設などの把握に努めます。

障害児相談支援	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用人数 (人/月)	25	29	35	40	42	44

※令和5年度は見込み

## 第4節 地域生活支援事業の見込みと確保策

### ① 相談支援事業

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を送れることを目的に、障がいのある方自身や家族の方、介護を行う方などからの相談を総合的に受け付け、障害福祉サービスに関する情報の提供や利用の援助、権利擁護のための必要な援助を行います。

#### 【サービス見込】

○基幹相談支援センターの設置の検討も含め、相談支援体制の強化を進めます。

相談支援事業	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5年度は見込

基幹相談支援センターの設置	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施の有無	検討	検討	未実施	検討	検討	実施

※令和5年度は見込

### ② 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民の方に障がいのある方への理解を深めるための研修等を実施します。

#### 【サービス見込】

○広報やホームページ等を活用して普及啓発を行います。

理解促進研修・啓発事業	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5年度は見込

### ③ 自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動を支援します。

#### 【サービス見込】

○障がいのある方やその家族、地域住民等による地域で自発的な取組を行う団体の活動について助成を行います。

自発的活動支援 事業	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5年度は見込

### ④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用を支援して権利の擁護を図ります。

#### 【サービス見込】

○実績を踏まえて次のように見込みます。

成年後見制度 利用支援事業	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用人数 (人/年)	2	2	2	3	3	3

※令和5年度は見込

### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を図ります。

#### 【サービス見込】

○近隣市町との合同開催を含めてどのような支援体制が適切か検討します。

成年後見制度 法人後見支援事業	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施の有無	検討	検討	未実施	検討	検討	実施

※令和5年度は見込

## ⑥ 意思疎通支援事業

### ⑥-1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思の疎通が困難な障がいのある方に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がいのある方とその周りの人との意思疎通を円滑なものにするよう努めます。

### ⑥-2 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

### ⑥-3 手話通訳者設置事業

手話を必要とする聴覚障がい者に対応できるよう、町役場等への手話通訳者の設置を検討します。

#### 【サービス見込量】

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話奉仕員養成研修事業については、実績を踏まえて次のように見込みます。手話通訳者設置事業については、実施に向けた検討を行います。

意思疎通支援事業	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業実利用人数 (人/月)	5	2	3	4	4	4
手話奉仕員養成研修事業 (人)	1	0	0	3	3	3
手話通訳者設置事業	検討	検討	未実施	検討	検討	実施

※令和5年度は見込み

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がいのある児童を対象に、日常生活に必要な用具を給付または貸与します。

### 【サービス見込量】

○実績を踏まえて次のように見込みます。

日常生活用具 給付等事業	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
(1)介護・訓練支援用具 (件/年)	3	1	3	3	3	3
(2)自立生活支援用具 (件/年)	2	3	4	4	4	4
(3)在宅療養等支援用具 (件/年)	3	4	5	5	5	5
(4)情報・意思疎通 支援用具 (件/年)	1	1	3	3	3	3
(5)排泄管理支援用具 (件/年)	88	85	86	86	86	86
(6)住宅改修費 (件/年)	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

## ⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、社会生活上に必要な外出及び研修への出席等の社会参加のための外出の際の支援を行います。提供に際しては、個別支援型・グループ支援型での対応を図ります。

### 【サービス見込量】

○実績を踏まえて次のように見込みます。

移動支援事業	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
事業所数	1	1	1	2	2	2
利用人数 (人/月)	7	1	1	5	5	5
利用時間 (時間/月)	1	2	2	10	10	10

※令和5年度は見込み

## ⑨ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、地域生活の支援を行います。

### 【サービス見込量】

○実績を踏まえて次のように見込みます。

地域活動支援センター事業		第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
施設	か所	0	0	1	2	2	2
	人	0	0	1	2	2	2

※令和5年度は見込み

## ⑩ 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅での生活が困難と思われる障がいのある方に対して、居室等設備の利用を低額な料金で提供し、地域生活の支援を行います。

### 【サービス見込量】

○実績を踏まえて次のように見込みます。

福祉ホーム事業	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

## ⑪ 訪問入浴サービス事業

入浴困難な在宅の障がいのある方に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、入浴の介護を行います。

### 【サービス見込量】

○実績を踏まえて次のように見込みます。

訪問入浴サービス事業	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人/月)	5	4	3	3	3	3

※令和5年度は見込み

## ⑫ 日中一時支援事業

在宅で介護をしている家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要と認められる障がいのある方の日中における活動の場の提供や介護等を行います。

### 【サービス見込量】

○利用の希望が多いことから、次のように見込みます。

日中一時支援事業	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人/月)	45	42	44	44	44	44

※令和5年度は見込み

### ⑬ 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

障がいのある方が自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成することで、障がいのある方の社会参加を促進します。

#### 【サービス見込量】

○実績を踏まえて、次のように見込みます。

自動車運転免許 取得費及び自動車 改造費助成事業	第6期計画 [実績]			第7期計画 [見込み]		
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

## 第5節 その他障害福祉サービス

### ① 自立支援医療費の支給

自立支援医療は、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な心身の障がいの除去、軽減を図る医療であり、次の3つにより構成されています。医療費の一部を支給し、自己負担分を軽減する制度で、引き続き実施に努めます。

自立支援医療の構成	内容
育成医療	身体障がいのある児童（18歳未満）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。
更生医療	身体障がいのある方（18歳以上）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。
精神通院医療	精神障がいのある方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

### ② 療養介護医療費の支給

医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障がい者が療養介護のサービスを受けた際に、それに要した医療費の一部支給を行います。

### ③ 補装具費の支給

補装具は、障がいのある方の身体上の障がいを補い、日常生活や職業生活をしやすくするために、長期間にわたり継続して使用されるものです。障がいのある方が、補装具の購入や修理が必要な場合、購入や修理にかかる費用を支給します。

### ④ 重度心身障害児扶養手当の支給

重度心身障がいのある児童を扶養している人に、手当の支給を行います。

### ⑤ 難病患者等福祉手当の支給

難病患者の方、又はその介護者の方に対し、手当の支給を行います。

### ⑥ 紙おむつ給付事業

重度心身障がいのある方で、紙おむつを使用されている方に対して、紙おむつ給付券の交付を行います。

### ⑦ 重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障がいのある方で、病院で受診時の医療費の自己負担分の助成を行います。

### ⑧ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に係る補聴器について、購入費用等の一部の助成を行います。

### ⑨ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、用具を給付します。

### ⑩ 障がい児者タクシー料金助成事業

電車、バス等の通常の交通機関を利用することが困難な障がい児者に対し、タクシーを利用する場合に、料金の一部の助成を行います。

### ⑪ 障がい者交通費助成事業

通所、通院のため電車、バス等の公共交通機関を利用する障がい者に対し、交通費の一部の助成を行います。



## 第5章 計画の推進体制



## 第5章 計画の推進体制

### 第1節 推進体制の整備

#### (1) 関係機関・団体との連携強化

保健・福祉施策を推進するにあたっては、行政のみならず、社会福祉協議会や民生・児童委員、ボランティア団体等関係機関との協働体制が大変重要となります。このため、これら関係機関・団体等との連携を強化し、地域福祉活動の基盤となる体制の整備を進めます。

#### (2) 地域社会の理解の促進

計画の推進にあたっては、障がいや障がいのある方に対する住民相互及び地域社会の理解が不可欠であることから、「共に生き、共に支え合う地域共生社会の実現」に向けた啓発・広報活動を進めます。

#### (3) 自立支援協議会の活用

障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用の関係者及び関係団体、関係機関により構成される自立支援協議会については、障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関相互の連絡を図る必要があります。このため、自立支援協議会においては、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等との連携を図るとともに、適切な相談支援体制の在り方や関係機関のネットワーク構築等に関する検討・協議を行うなど、その活用に向けた取り組みを進めます。

また、「障がい福祉計画」を策定するにあたっては、自立支援協議会の意見を聴くように努めます。

#### (4) 国・県・近隣市町との連携強化

障がいのある方を取り巻く問題の複雑化や多様化の進む中、町単独で実施することが難しい事業が出てきているのが現状です。このため、今後は近隣の市町をはじめ、障害保健福祉圏域での広域対応や県との連携を図ることにより、充実した事業の実施体制の整備・確保に努めます。

## 第2節 計画の推進主体

---

本計画を推進していくにあたっては、住民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、地域で担う役割に対して積極的に取り組んでいく協働体制を整備する必要があります。

このため、町が中心となり、関係機関・団体、障がい当事者などと連携をとりながら、計画の実施を図ります。

## 第3節 計画の進行管理

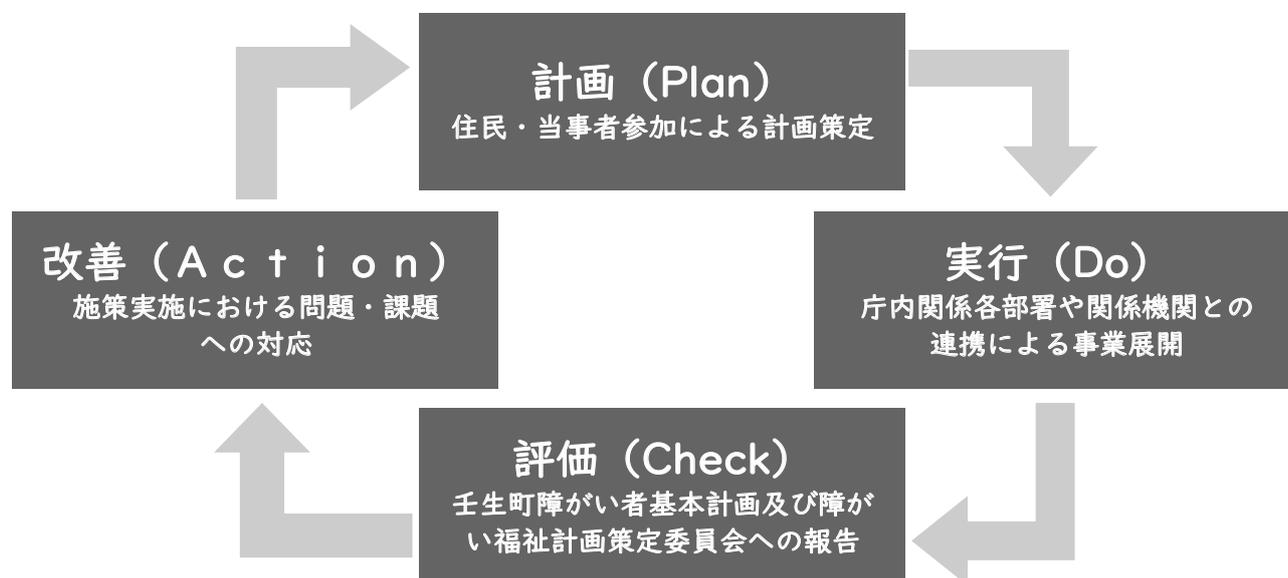
---

### (1) 計画におけるPDCAサイクル

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、点検・評価を行います。

PDCAサイクルとは、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」のプロセスを順に実施するマネジメント手法です。

#### <PDCAサイクルの流れ>



### (2) 点検・評価結果の反映

計画の点検・評価を行い、必要な見直しを施策に反映させ、目標の達成に向けた取り組みを進めます。

# 資料編



## 資料編

## 第1節 策定経過

年月日	項目	主な内容
令和5年 3月3日 ～ 3月24日	計画策定のための 実態調査（アンケート）	【アンケート調査実施】 ・対象：障がい者手帳等所持者等 ・配布件数：1,000件（無作為抽出） ・方法：郵送による配布・回収 ・回収件数：538件（回収率53.8%）
令和5年 7月24日	第1回策定委員会	・委嘱状交付 ・委員長及び委員長職務代理者の選出 ・壬生町障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について ・アンケート調査結果について ・次期計画骨子案について ・今後のスケジュール等について
令和5年 10月2日	自立支援協議会	・壬生町障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）について
令和5年 10月13日	第2回策定委員会	・壬生町障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
令和5年 12月1日 ～ 令和6年 1月5日	パブリックコメント	・計画案に対する町民意見の募集
令和6年 1月18日	自立支援協議会	・パブリックコメント結果について ・壬生町障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）について
令和6年 2月8日	第3回策定委員会	・パブリックコメント結果について ・壬生町障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）について

## 第2節 壬生町障がい者基本計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員名簿

	所 属 名	氏 名	備 考
1	壬生町医師会	荒川 博	委員長
2	壬生町民生委員児童委員協議会	南坂 光男	
3	壬生町自立支援協議会	松野 直之	
4	社会福祉法人せせらぎ会	土田 真希	
5	壬生町身体障害者福祉会	神永 榮	
6	壬生町心身障害児者親の会	臼井 希世子	
7	とちぎ訪問看護ステーション みぶ	草部 志保	
8	訪問看護ステーション こころ	粕尾 薫	
9	栃木県県南健康福祉センター	小林 勲	
10	栃木県栃木健康福祉センター	佐藤 典子	
11	栃木県立栃木特別支援学校	田中 悦可	
12	獨協医科大学病院	橋本 富美子	
13	社会福祉法人壬生町社会福祉協議会	田村 健一	
14	壬生こども発達支援センター ジニアス	中村 由佳	
15	壬生町こども発達支援センター ドリームキッズ	神永 久子	

事 務 局	住民福祉部長	大垣 勲	
	住民福祉部健康福祉課長	伊澤 隆	
	住民福祉部健康福祉課障がい福祉係長	松田 愛子	
	住民福祉部健康福祉課主査	篠原 智行	

## 第3節 アンケート調査結果

### (1) 調査の概要

壬生町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定のための実態調査（アンケート）の概要は以下のとおりです。

#### ○ 調査の目的

本調査は、令和6年度から始まる「壬生町障がい者基本計画」、「第7期壬生町障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がい者の皆様の実情やニーズを把握し、その基礎資料とすることを目的とする。

#### ○ 調査の区分

調査対象	配布件数	回収件数	回収率
町内に在住の障害者手帳または自立支援医療受給者証をお持ちの方、障害福祉サービス受給者の方から無作為抽出	1,000 件	538 件	53.8%

#### ○ 調査の方法

調査票を郵送により配布し、同封の返信用封筒により返送・回収した。  
※本人記入方式（本人が記入できない場合は家族及び支援者）

#### ○ 調査の期間

令和5年3月3日（金）～令和5年3月24日（金）

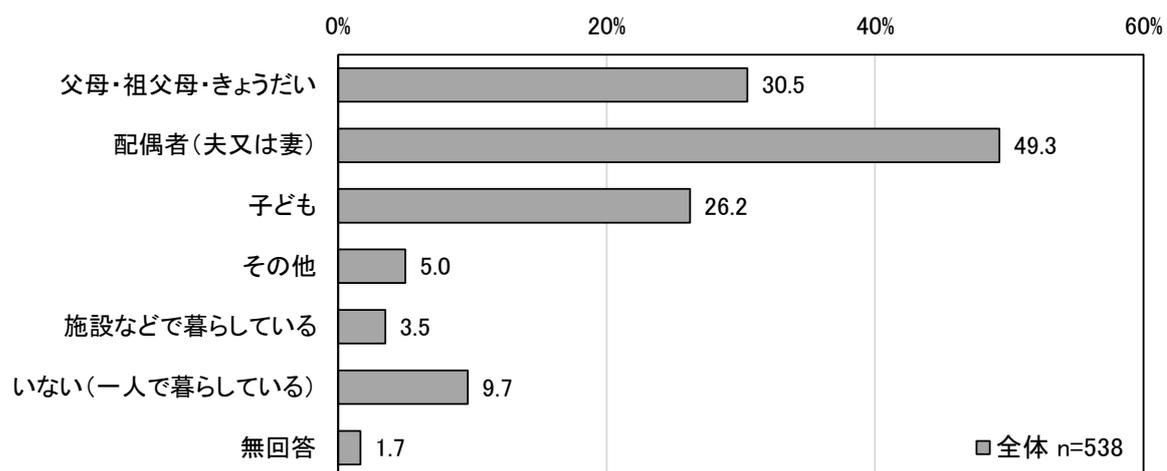
#### ○ 調査結果をみる際の注意点

- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っているため、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- グラフは、見やすさを確保するため、数値の掲載を割愛している場合があります。

## (2) アンケート集計結果 (抜粋)

### ① 現在、一緒に暮らしている人は誰ですか。(いくつでも)

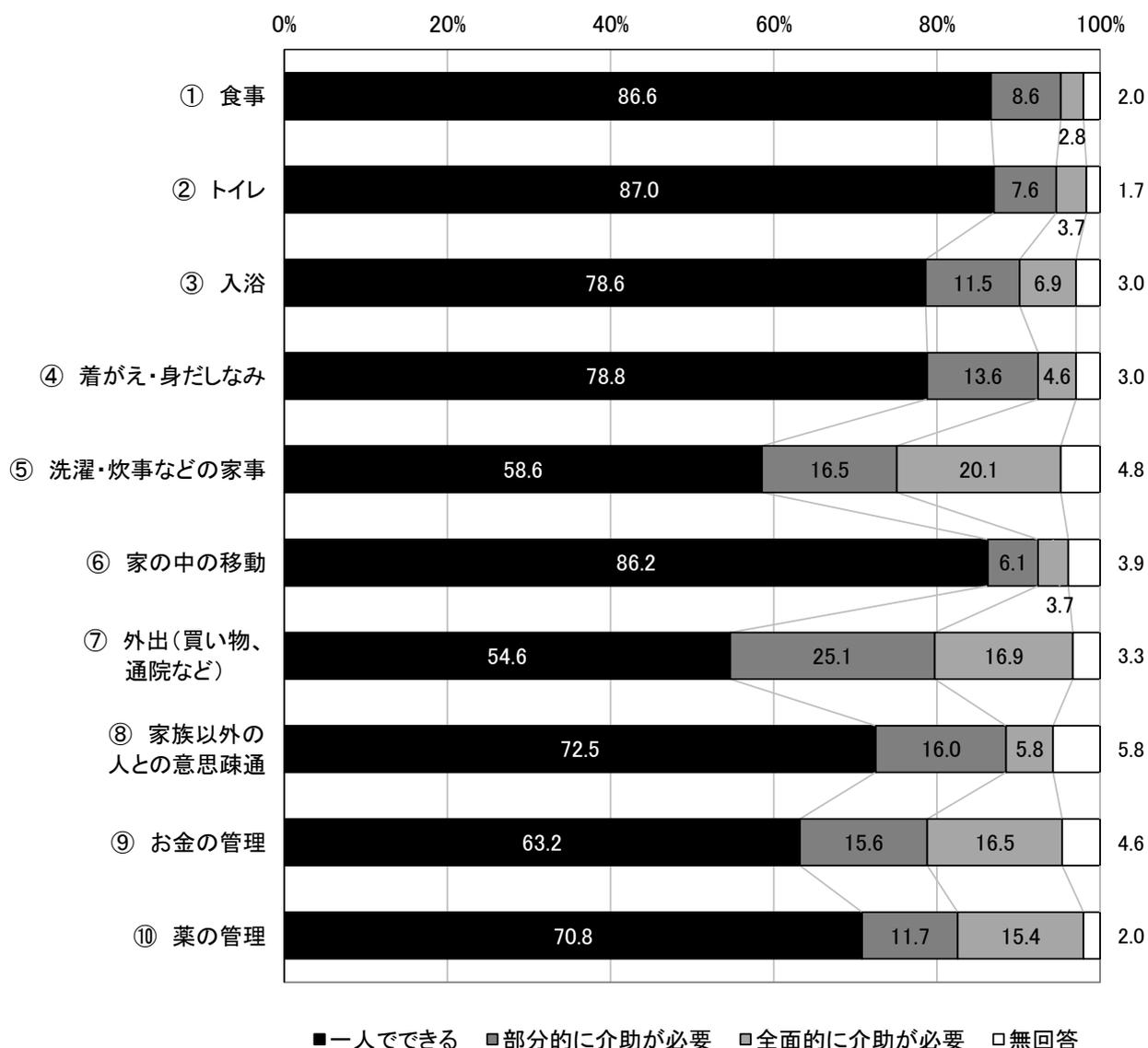
一緒に暮らしている人については、「配偶者(夫又は妻)」が49.3%、次いで「父母・祖父母・きょうだい」が30.5%、「子ども」が26.2%となっています。



② 日常生活において、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。

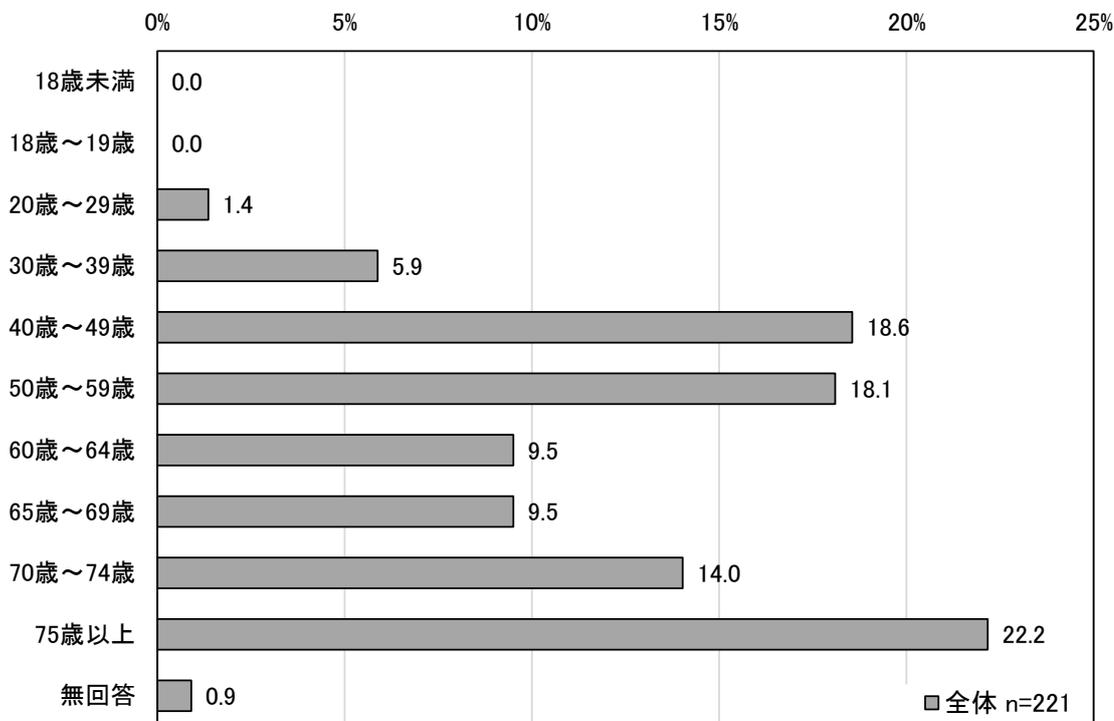
日常生活において、次のことをどのようにしていますかについては、「一人できる」は、「トイレ」が87.0%で最も高く、次いで「食事」が86.6%、「家の中の移動」が86.2%となっています。

「部分的に介助が必要」は、「外出（買い物・通院など）」が25.1%で最も高く、次いで「洗濯・炊事などの家事」が16.5%、「家族以外の人との意思疎通」が16.0%となっています。



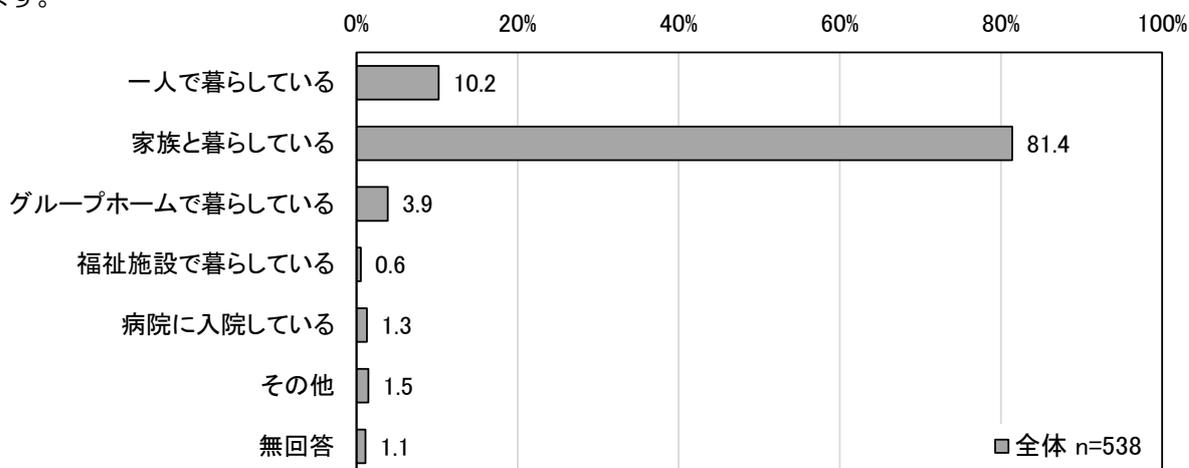
③ あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢をお答えください。

あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢については、「75歳以上」が22.2%で最も高く、次いで「40歳～49歳」が18.6%、「50歳～59歳」が18.1%となっています。



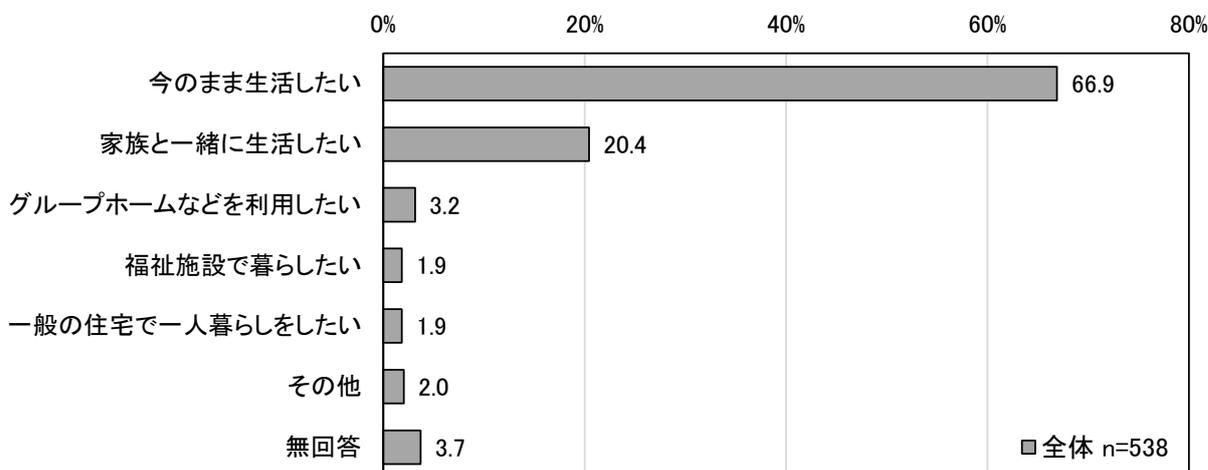
④ あなたは現在どのように暮らしていますか。(1つのみ)

現在どのように暮らしていますかについては、「家族と暮らしている」が81.4%で最も高く、次いで「一人で暮らしている」が10.2%、「グループホームで暮らしている」が3.9%となっています。



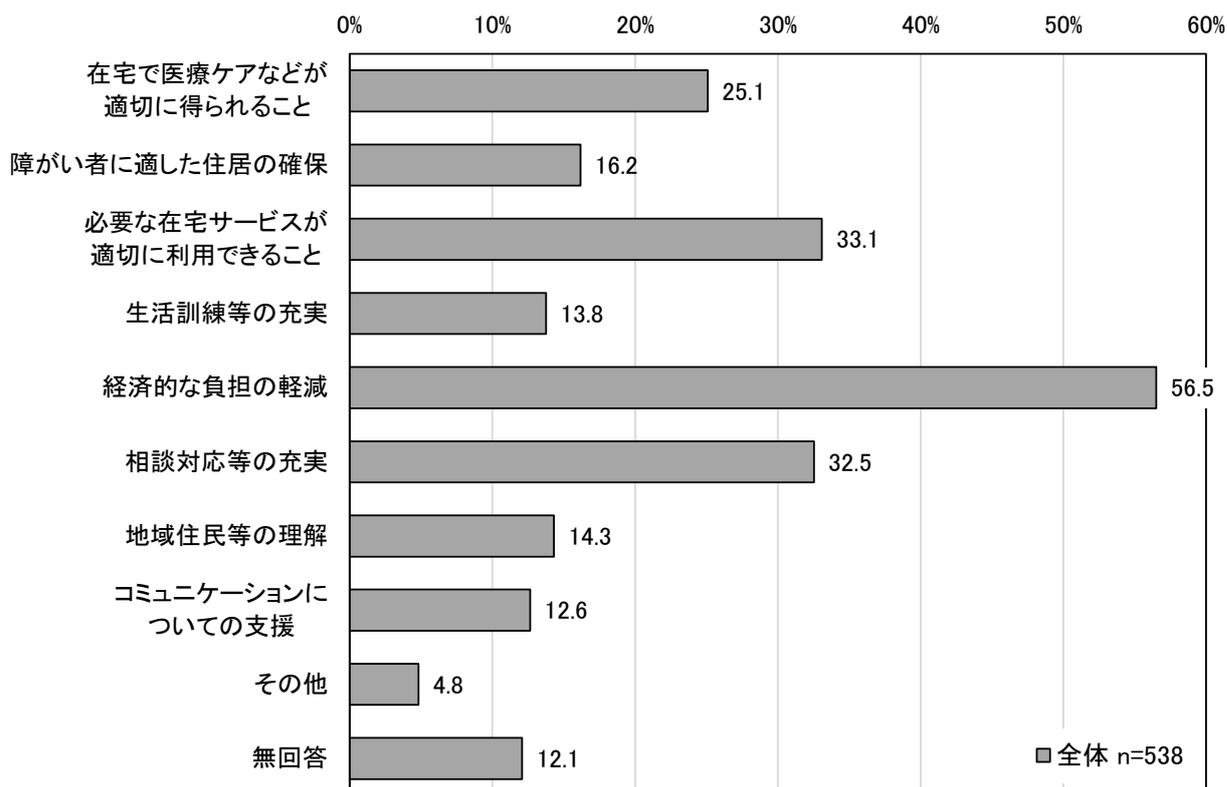
### ⑤ あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(1つのみ)

今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますかについては、「今のまま生活したい」が66.9%で最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が20.4%、「グループホームなどを利用したい」が3.2%となっています。



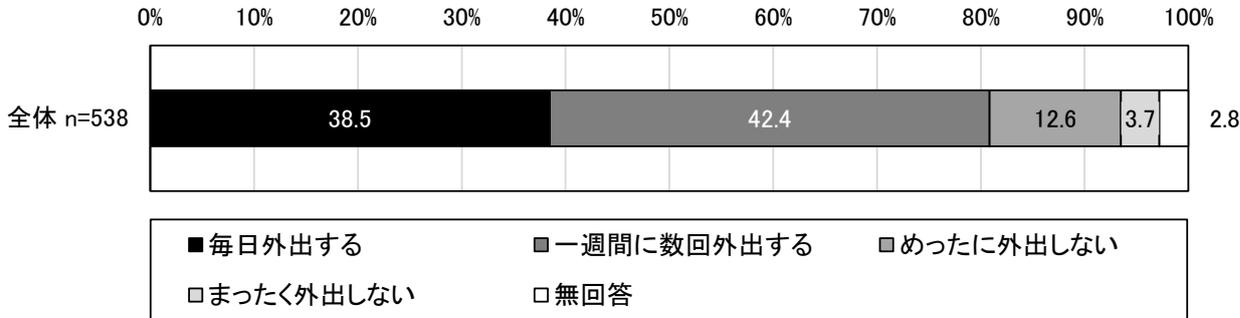
### ⑥ 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(いくつでも)

希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますかについては、「経済的な負担の軽減」が56.5%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が33.1%、「相談対応などの充実」が32.5%となっています。



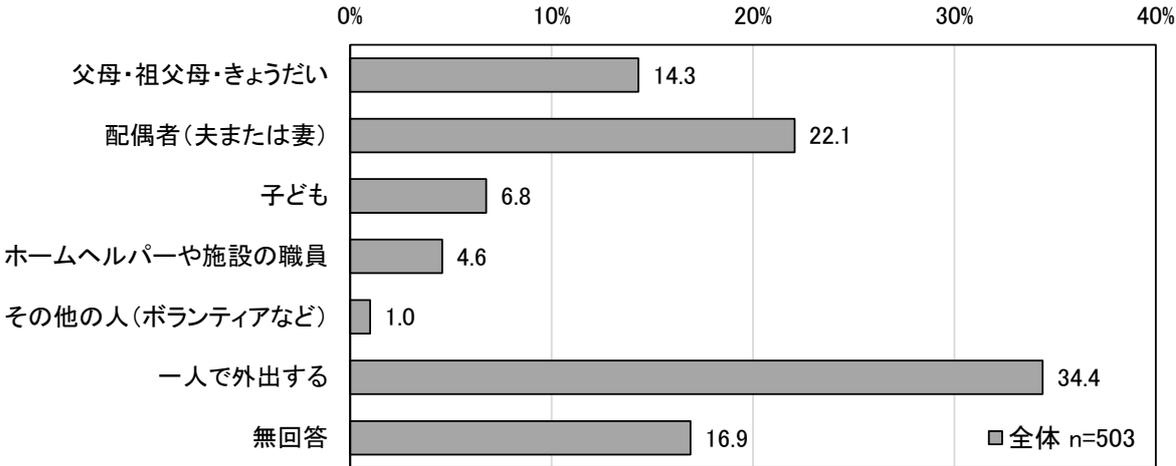
**⑦ あなたは一週間にどの程度外出しますか。(1つのみ)**

一週間にどの程度外出しますかについては、「一週間に数回外出する」が 42.4%で最も高く、次いで「毎日外出する」が 38.5%、「めったに外出しない」が 12.6%となっています。



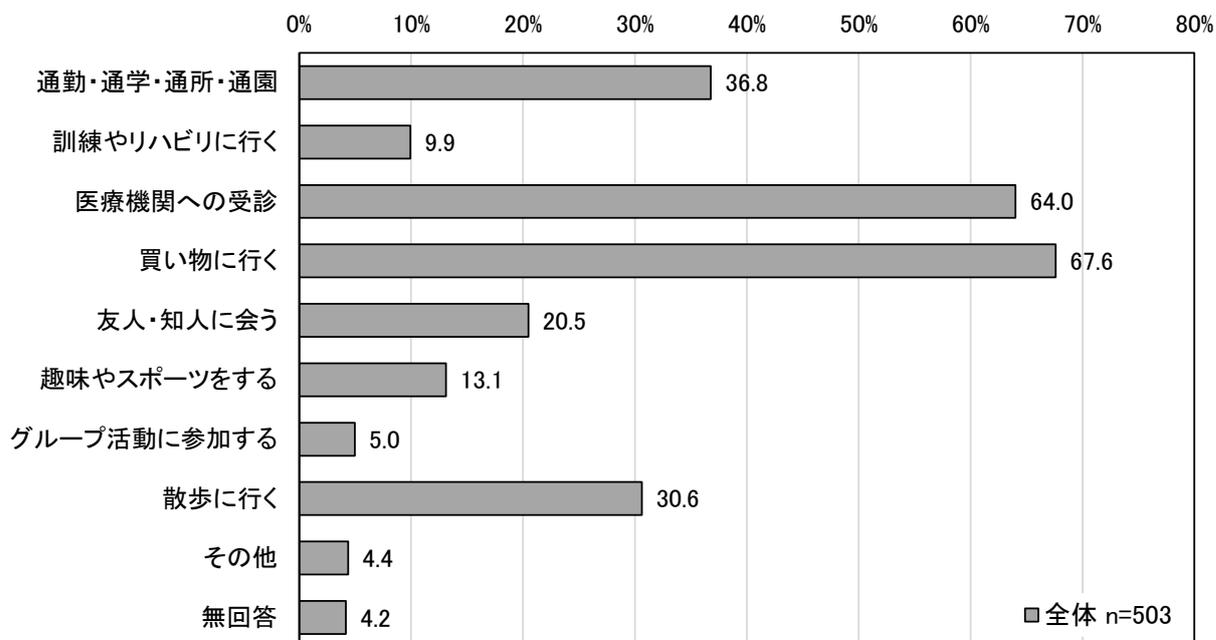
**⑧ あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(1つのみ)**

外出する際の主な同伴者は誰ですかについては、「一人で外出する」が 34.4%で最も高く、次いで「配偶者(夫または妻)」が 22.1%、「父母・祖父母・きょうだい」が 14.3%となっています。



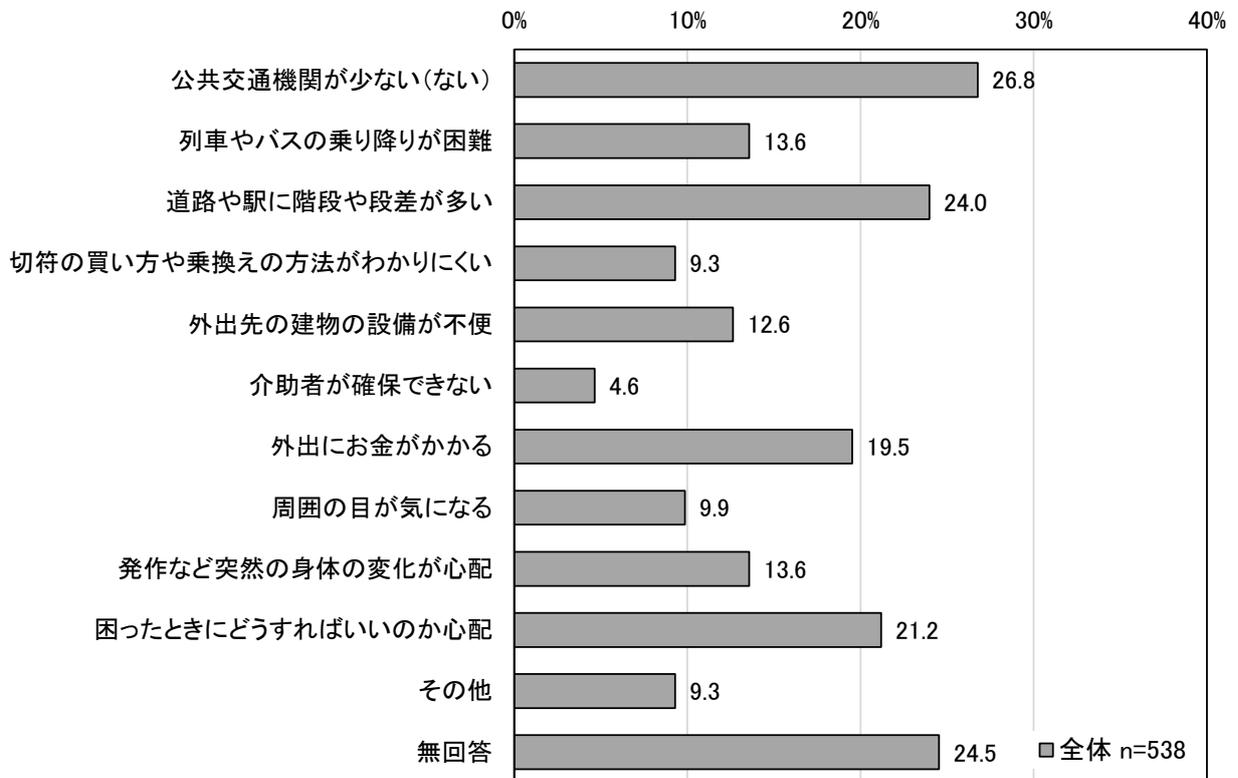
### ⑨ あなたはどのような目的で外出することが多いですか。(いくつでも)

あなたはどのような目的で外出することが多いですかについては、「買い物に行く」が67.6%で最も高く、次いで「医療機関への受診」が64.0%、「通勤・通学・通所・通園」が36.8%となっています。



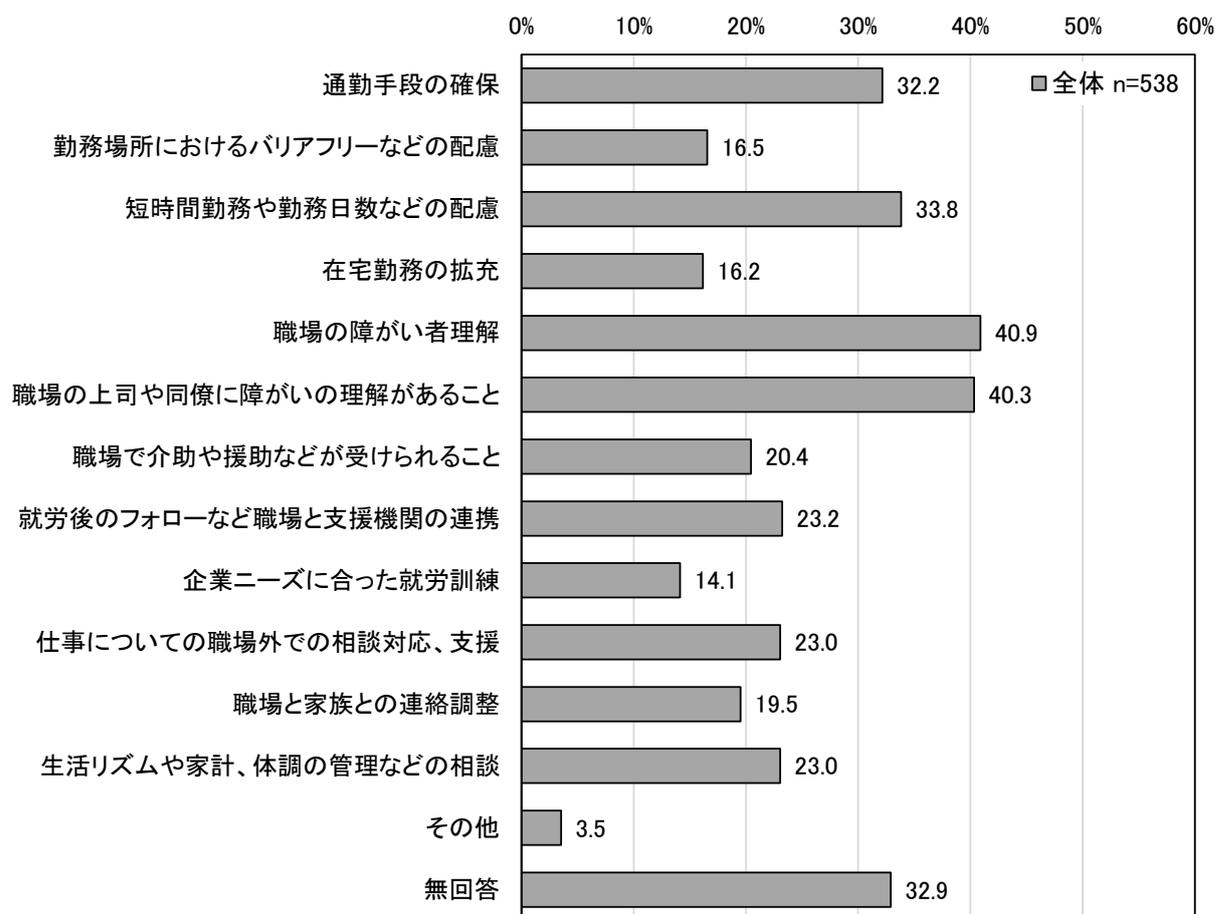
⑩ 外出するときに困ることは何ですか。(いくつでも)

外出するときに困ることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が26.8%で最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が24.0%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が21.2%となっています。



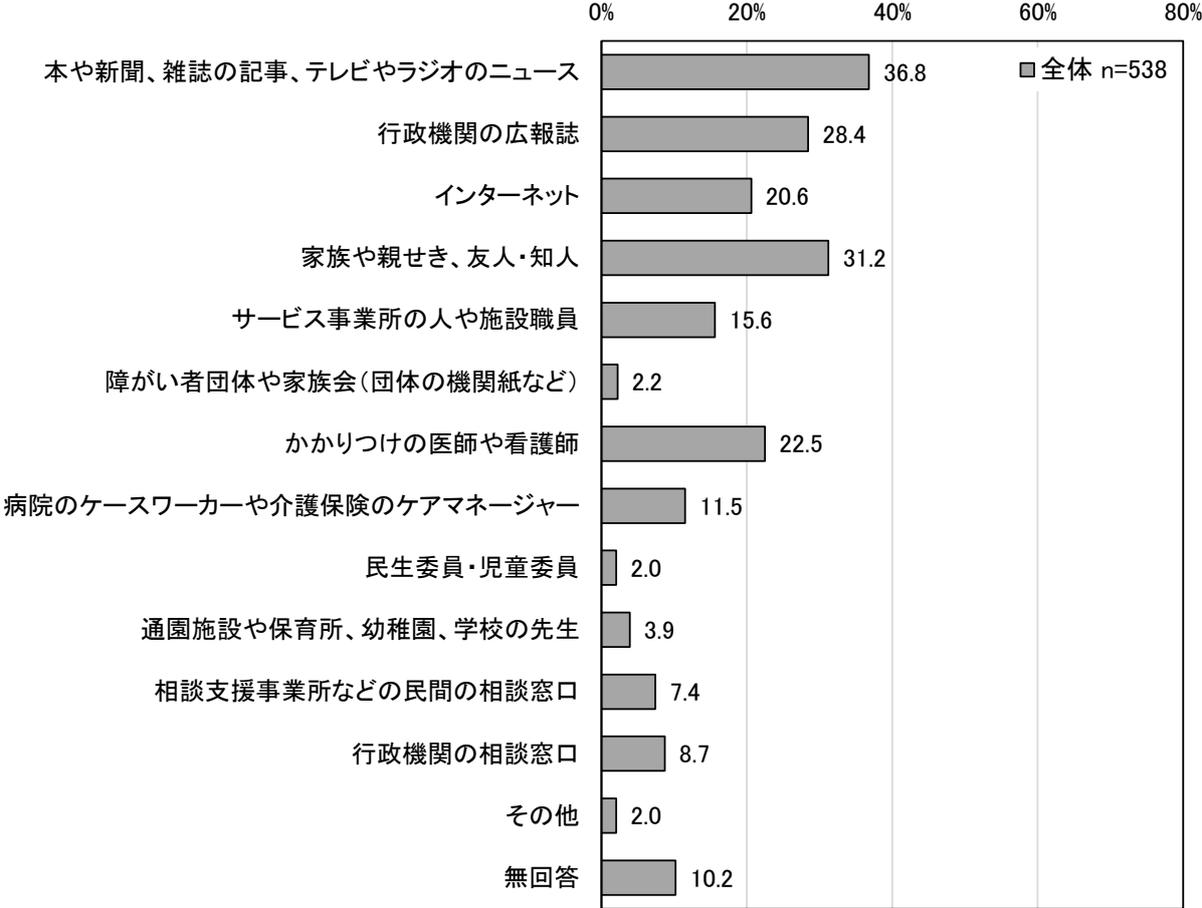
① あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。  
(いくつでも)

障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますかについては、「職場の障がい者理解」が40.9%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が40.3%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が33.8%となっています。



② あなたは、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(いくつでも)

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですかについては、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が36.8%で最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が31.2%、「行政機関の広報誌」が28.4%となっています。



⑬ あなたは、次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。  
 (1～26のそれぞれについて、「現在の利用状況」と「今後3年以内の利用予定」  
 の両方をお答えください。)

現在のサービスの利用状況については、「利用している」では「放課後等デイサービス」が68.3%で最も高く、次いで「障がい児相談支援」が48.8%、「児童発達支援」が19.5%となっています。

■現在の利用状況

	利用している□	利用していない	無回答
① 居宅介護(ホームヘルプ)	3.7%	71.7%	24.5%
② 重度訪問介護	0.7%	71.7%	27.5%
③ 同行援護	1.1%	70.3%	28.6%
④ 行動援護	1.1%	70.4%	28.4%
⑤ 重度障害者等包括支援	0.7%	72.9%	26.4%
⑥ 施設入所支援	0.6%	73.2%	26.2%
⑦ 短期入所(ショートステイ)	2.8%	70.8%	26.4%
⑧ 療養介護	1.3%	72.3%	26.4%
⑨ 生活介護	3.7%	70.3%	26.0%
⑩ 自立生活援助	1.7%	71.7%	26.6%
⑪ 共同生活援助(グループホーム)	3.5%	68.8%	27.7%
⑫ 自立訓練(機能訓練、生活訓練)	2.8%	69.3%	27.9%
⑬ 就労移行支援	2.0%	69.9%	28.1%
⑭ 就労継続支援(A型、B型)	6.5%	66.5%	27.0%
⑮ 就労定着支援	2.0%	69.9%	28.1%
⑯ 計画相談支援	13.8%	57.6%	28.6%
⑰ 地域移行支援	0.9%	69.5%	29.6%
⑱ 地域定着支援	1.5%	68.4%	30.1%
⑲ 児童発達支援	19.5%	65.9%	14.6%
⑳ 医療型児童発達支援	2.4%	82.9%	14.6%
㉑ 放課後等デイサービス	68.3%	26.8%	4.9%
㉒ 障がい児相談支援	48.8%	31.7%	19.5%
㉓ 居宅訪問型児童発達支援	0.0%	82.9%	17.1%
㉔ 保育所等訪問支援	2.4%	80.5%	17.1%
㉕ 福祉型障害児入所施設	0.0%	82.9%	17.1%
㉖ 医療型障害児入所施設	0.0%	82.9%	17.1%

今後3年以内のサービスの利用予定については、「今と同じくらい利用する予定」では「放課後等デイサービス」が51.2%で最も高く、次いで「児童発達支援」が14.6%、「就労継続支援（A型、B型）」が3.2%となっています。

また、「利用予定あり」では「障がい児相談支援」が46.3%で最も高く、次いで「計画相談支援」が11.5%、「共同生活援助（グループホーム）」が4.8%となっています。

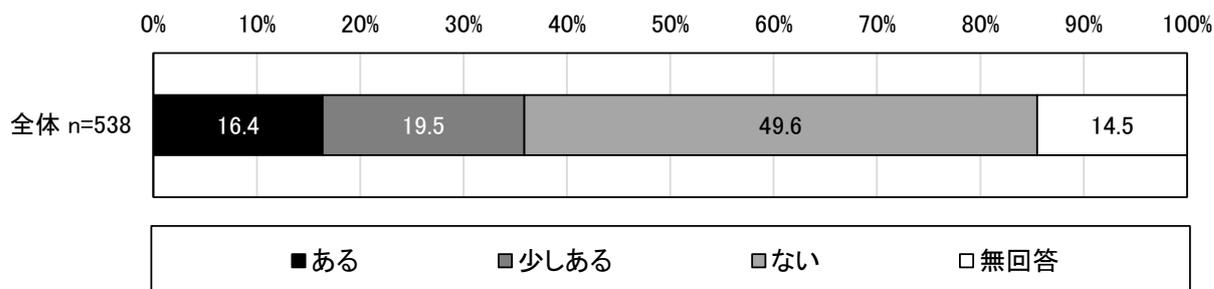
■今後の利用意向

	今よりも利用を増やす予定	今と同じくらい利用する予定	今よりも利用を減らす予定	利用予定がない	無回答
① 居宅介護(ホームヘルプ)	2.2%	2.4%	0.2%	63.2%	32.0%
② 重度訪問介護	1.7%	0.4%	0.0%	63.9%	34.0%
③ 同行援護	0.6%	0.4%	0.0%	63.9%	35.1%
④ 行動援護	0.9%	0.6%	0.0%	63.6%	34.9%
⑤ 重度障害者等包括支援	0.9%	0.6%	0.0%	63.2%	35.3%
⑦ 短期入所(ショートステイ)	3.0%	1.3%	0.2%	61.5%	34.0%
⑧ 療養介護	0.9%	0.4%	0.0%	63.2%	35.5%
⑨ 生活介護	2.2%	2.4%	0.0%	61.0%	34.4%
⑩ 自立生活援助	1.3%	0.9%	0.4%	62.1%	35.3%
⑫ 自立訓練(機能訓練、生活訓練)	2.2%	1.5%	0.7%	58.7%	36.8%
⑬ 就労移行支援	1.1%	0.7%	0.6%	61.3%	36.2%
⑭ 就労継続支援(A型、B型)	2.8%	3.2%	0.4%	57.2%	36.4%
⑮ 就労定着支援	2.0%	1.3%	0.4%	60.2%	36.1%
⑲ 児童発達支援	2.4%	14.6%	0.0%	48.8%	34.1%
⑳ 医療型児童発達支援	0.0%	2.4%	0.0%	58.5%	39.0%
㉑ 放課後等デイサービス	7.3%	51.2%	4.9%	7.3%	29.3%
㉓ 居宅訪問型児童発達支援	0.0%	0.0%	0.0%	63.4%	36.6%
㉔ 保育所等訪問支援	4.9%	0.0%	0.0%	56.1%	39.0%

	利用予定あり	利用予定がない	無回答
⑥ 施設入所支援	1.9%	63.6%	34.6%
⑪ 共同生活援助(グループホーム)	4.8%	59.5%	35.7%
⑯ 計画相談支援	11.5%	51.4%	37.1%
⑰ 地域移行支援	3.4%	60.6%	36.1%
⑱ 地域定着支援	4.5%	59.2%	36.3%
㉒ 障がい児相談支援	46.3%	19.5%	34.1%
㉕ 福祉型障害児入所施設	0.0%	63.4%	36.6%
㉖ 医療型障害児入所施設	0.0%	63.4%	36.6%

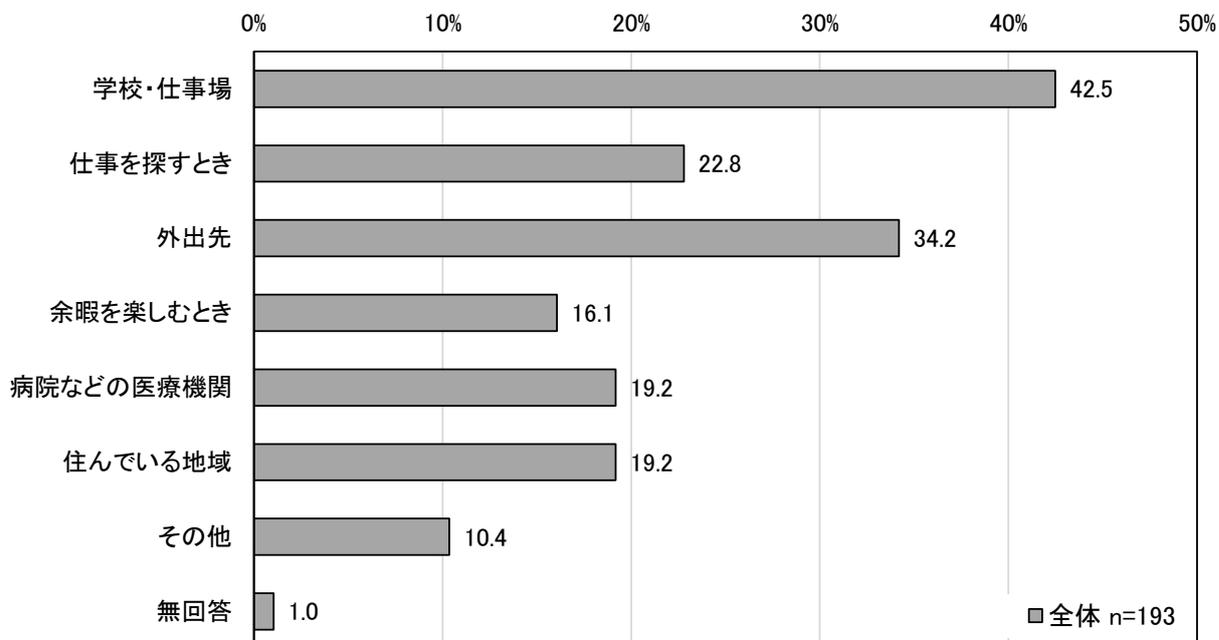
⑭ あなたは障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。  
（1つのみ）

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますかについては、「ある」が16.4%、「少しある」が19.5%、「ない」が49.6%となっています。



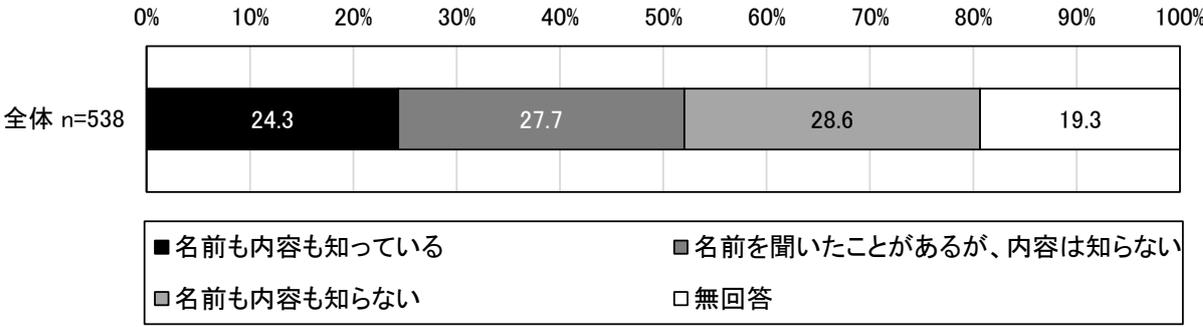
⑮ どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（いくつでも）

どのような場所で差別や嫌な思いをしましたかについては、「学校・仕事場」が42.5%、「外出先」が34.2%、「仕事を探すとき」が22.8%となっています。



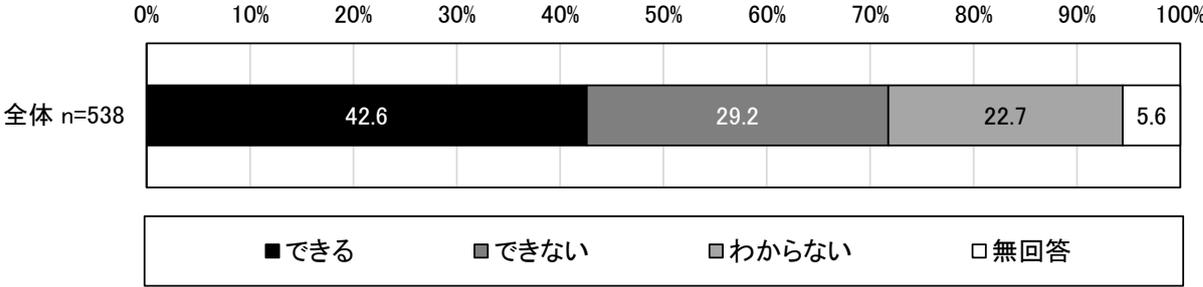
**⑯ 成年後見制度についてご存知ですか。(1つのみ)**

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が28.6%で最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.7%、「名前も内容も知っている」が24.3%となっています。



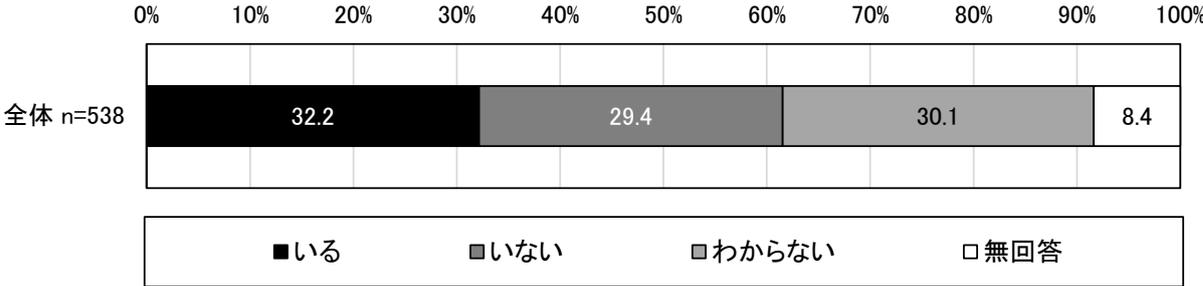
**⑰ あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。(1つのみ)**

火事や地震などの災害時に一人で避難できますかについては、「できる」が42.6%、「できない」が29.2%、「わからない」が22.7%となっています。



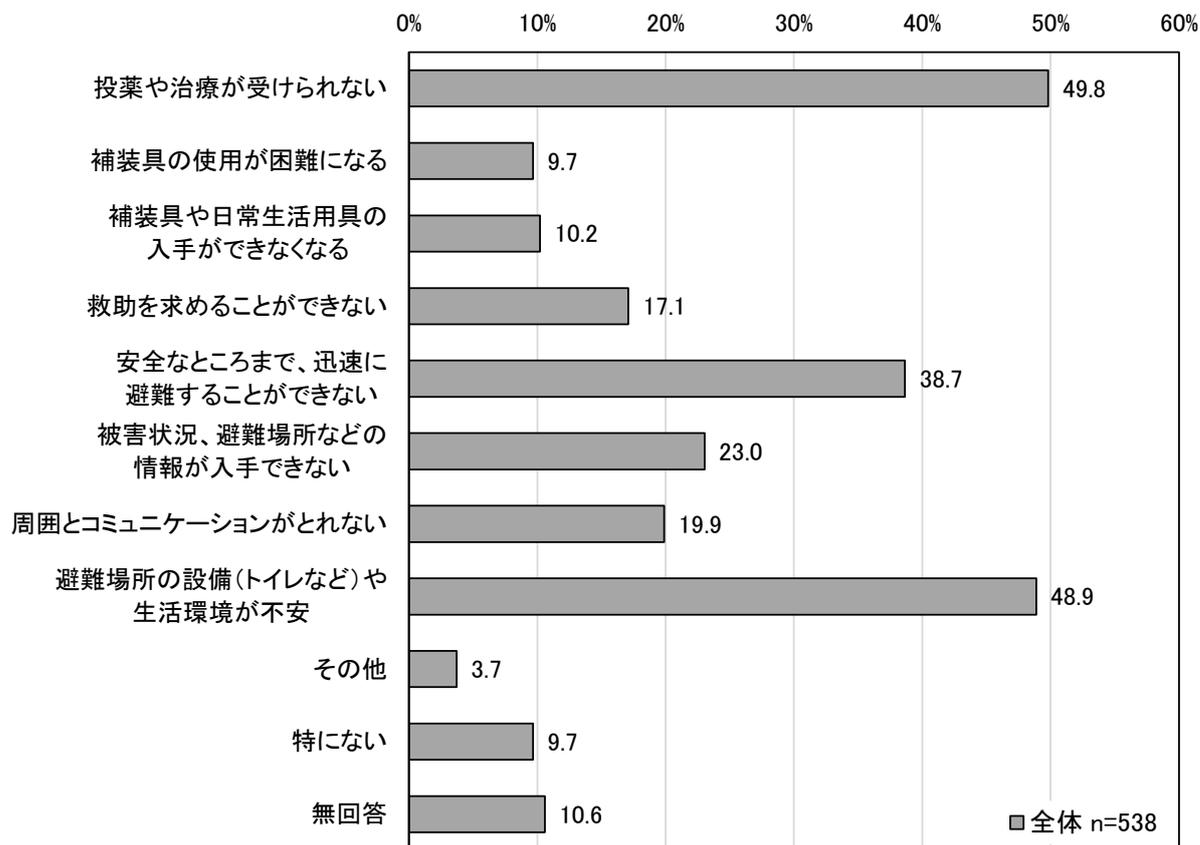
**⑱ 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(1つのみ)**

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますかについては、「いる」が32.2%、「いない」が29.4%、「わからない」が30.1%となっています。



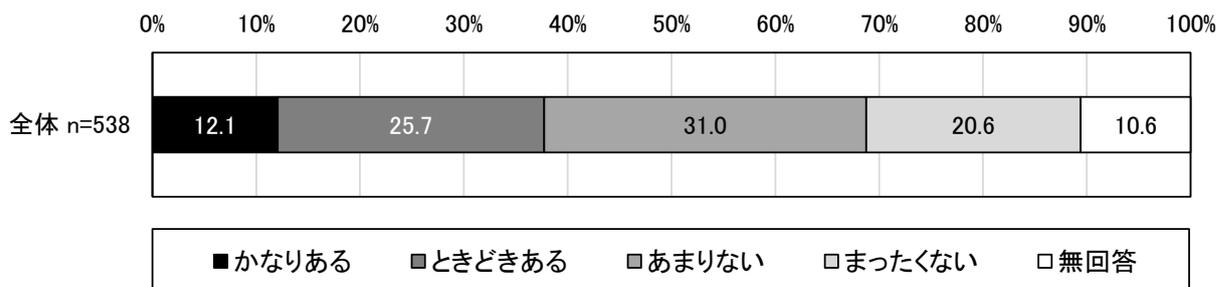
### ⑱ 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(いくつでも)

火事や地震などの災害時に困ることは何ですかについては、「投薬や治療が受けられない」が49.8%で最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が48.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が38.7%となっています。



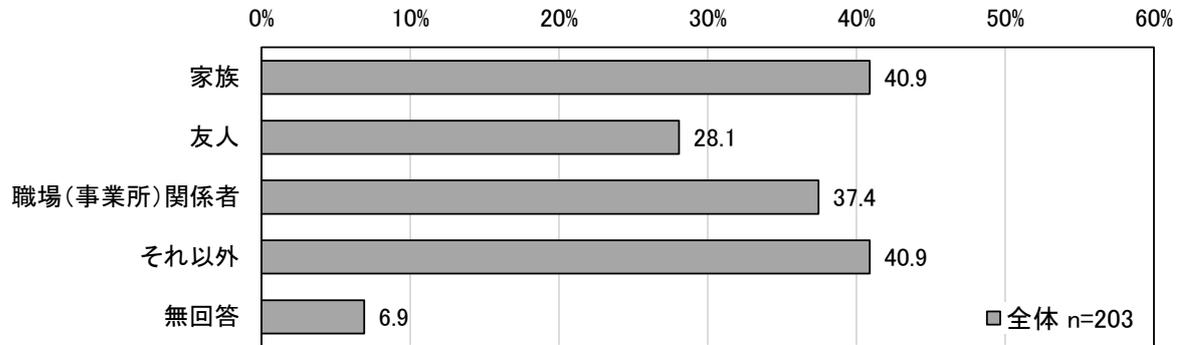
### ⑳ あなたは、コミュニケーションに不安を感じることはありますか。(1つのみ)

コミュニケーションに不安を感じることはありますかについては、「あまりない」が31.0%で最も高く、次いで「ときどきある」が25.7%、「まったくない」が20.6%となっています。



## ② その相手方はどなたですか。(いくつでも)

コミュニケーションに不安を感じる相手方については、「家族」、「それ以外」が40.9%でともに最も高く、次いで「職場（事業所）関係者」が37.4%、「友人」が28.1%となっています。



## 第4節 用語解説

---

### 【あ行】

#### ○意思疎通支援事業（いしそつうしえんじぎょう）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。

#### ○移動支援事業（いどうしえんじぎょう）

屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び研修への出席等の社会参加のための外出の際の移動支援を行う。

### 【か行】

#### ○居宅介護（きょたくかいご）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。

#### ○居宅訪問型児童発達支援（きょたくほうもんがたじどうはったつしえん）

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練）を行う。

#### ○グループホーム（ぐるーぷほーむ）

地域社会の中の住宅で、共同で生活を営む知的障がい者や精神障がい者に対し、食事の提供や金銭管理の援助などの日常生活上の援助や、相談などを行うサービス。

#### ○計画相談支援（けいかくそうだんしえん）

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者につき、障がい者の心身状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行う。

#### ○高次脳機能障害（こうじのうきのうしょうがい）

交通事故による頭部外傷や脳血管疾患などにより、脳に損傷を受けると、運動機能や感覚機能だけでなく、言語、思考、記憶、行為、学習、注意など高次の精神機能の低下や喪失が生じる障がい。

#### ○行動援護（こうどうえんご）

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。

## 【さ行】

### ○施設入所支援（しせつにゆうしょしえん）

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。

### ○社会資源（しゃかいしげん）

社会的ニーズを充足する様々な物資や人材の総称。社会福祉施設、サービス、資金、制度、情報、知的・技能、人材など。

### ○重度障害者等包括支援（じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん）

常に介護を要する障がい者（障害支援区分6）等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助のサービスを包括的にを行う。

### ○重度訪問介護（じゅうどほうもんかいご）

重度（障害支援区分4以上）の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護が必要な人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行う。

### ○就労移行支援（しゅうろういこうしえん）

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。

### ○就労継続支援A型（しゅうろうけいぞくしえんえーがた）

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。

### ○就労継続支援B型（しゅうろうけいぞくしえんびーがた）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。

### ○就労定着支援（しゅうろうていちゃくしえん）

一般就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言などを行う。

### ○宿泊型自立訓練（しゅくはくがたじりつくんれん）

知的障がいまたは精神障がいのある人、難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設等の居室などの設備を使いながら、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間や休日に家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談などの支援を行う。

### ○障害支援区分（しょうがいしえんくぶん）

障害者総合支援法で定める障害福祉サービスを利用する際の必要な区分。町もしくは町が委託した相談支援事業所が区分判定の調査を行い、その結果を基に町の審査会にて障害支援区分を認定する。区分は介護の必要度により、1から6までの6段階に分けられる。

### ○障害者自立支援法（しょうがいしゃじりつしえんほう）

身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスの一元化や利用者負担などを定めた法律。平成18年4月に一部施行、同年10月に全面施行。市町村を実施主体として、障がいのある人の地域生活への移行や就労に向けた施策を展開し、障がい者の自立を目指した支援を行う。

### ○障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

障害者自立支援法に代わって、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。障害者基本法の基本理念を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

### ○障害保健福祉圏域（しょうがいほけんふくしけんいき）

各市町村域でのサービス提供が難しいと判断される課題に対応するため、県が複数市町村での広域的な対応を促進するために設定した圏域。

栃木県には、宇都宮、県西、県東、県南、県北、両毛の6つの障害保健福祉圏域があり、そのうち本町は県南障害保健福祉圏域に属する。

### ○情報アクセシビリティ（じょうほうあくせしびりてい）

高齢者や障がい者を含む多くの人々が、パソコンやスマートフォンなどによる情報関連のハードウェア、ソフトウェア、サービスを、不自由なく情報を取得あるいは発信できるようにすること。

### ○自立訓練（機能訓練）（じりつくんれん・きのうくんれん）

身体障がいのある人または難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う。

### ○自立訓練（生活訓練）（じりつくんれん・せいかつくんれん）

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う。

### ○自立生活援助（じりつせいかつえんじょ）

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問（助言や医療機関等との連絡調整）や、利用者からの相談・要請に応じた随時の対応（訪問、電話、メール等）により必要なサービスを行う。

### ○身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者福祉法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの程度により1級から6級に分けられる。

障がいの種類は、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障がいがある。障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

### ○生活介護（せいかつかいご）

障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

### ○精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障がいの等級は1級から3級までである。障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

### ○成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分とされる人々を対象に、契約を結ぶ時の支援や財産の管理等、権利を保護する援助者（成年後見人）を選ぶことで、法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類がある。

### ○成年後見制度法人後見支援事業（せいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえんじぎょう）

成年後見制度における後見等の業務を、適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。

### ○成年後見制度利用支援事業（せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう）

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

### ○相談支援事業（そうだんしえんじぎょう）

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。

## 【た行】

### ○短期入所（たんきにゅうしょ）

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。

**○地域移行支援（ちいきいこうしえん）**

障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行う。

**○地域活動支援センター事業（ちいきかつどうしえんせんたーじぎょう）**

障がい者及び障がい児に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行う。

**○地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）**

地域の実情に応じて、相談支援や日常生活用具の給付、移動支援などの生活をサポートする事業。必須事業と任意事業に分けられる。

**○地域定着支援（ちいきていちゃくしえん）**

単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う。

**○地域包括ケアシステム（ちいきほうかつけあしすてむ）**

住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的にケアする体制。

**○地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）**

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、必要な援助を行う総合相談窓口で介護や福祉に関する様々な相談に応じ、関係機関と連携を図り、支援を行う。

**○デマンドタクシー（でまんどたくしー）**

町が運行事業者に委託して運行する乗合タクシー。利用者からの要望（予約）に応じて運行する。

**○同行援護（どうこうえんご）**

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を行う。

**【な行】****○難病（なんびょう）**

平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、難病は「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と規定されている。

また、難病の定義に該当する疾病のうち、医療費助成の対象となる「指定難病」は令和元年7月1日現在、338疾病となっている。

**○日常生活用具給付等事業（にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう）**

日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。

## 【は行】

### ○発達支援（はったつしえん）

発達支援とは、発達障がい者（発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、発達障がい者のうち18歳未満のものを発達障がい児という）に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障がいの特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

### ○発達障がい（はったつしょうがい）

発達障害者支援法における発達障がいとは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義している。

発達障がいは、法で定義される個々の障がい重複して表れるケースのほか、知的障がいを含むケースもあり、それぞれに応じた対応が必要となる。

### ○バリアフリー（ばりあふりー）

障がいのある人や高齢者等が社会参加する際、障壁となる物理的なバリアや社会的・制度的なバリアを解消するための取り組みをいう。また、バリアが解消された状態のことをいう。

### ○福祉ホーム事業（ふくしほーむじぎょう）

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。

### ○訪問入浴サービス事業（ほうもんにゅうよくさーびすじぎょう）

単身では入浴が困難な重度身体障がい者及び重度心身障がい児に対し、定期的に訪問入浴サービスの提供を行う。

## 【や行】

### ○ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

### ○要配慮者（ようはいりょしゃ）

一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられる。

## 【ら行】

### ○リハビリテーション（りはびりてーしょん）

病人、あるいは障がいを受けた者に対し、その機能を最大限に回復させると同時に、機能の低下や損失、怪我や病気の場合に、精神的・身体的な快適さを得られるよう援助するための、医療的、心理的、社会的、職業的な処置の総称的概念。

○療育手帳（りょういくてちょう）

知的障がいがあると判断された人に対し交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。障がいの等級は各都道府県により異なり、栃木県では「A1」、「A2」、「B1」、「B2」の4段階に分けられる。

○療養介護（りょうようかいご）

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。

---

壬生町障がい者基本計画及び  
第7期壬生町障がい福祉計画・  
第3期壬生町障がい児福祉計画

令和6年3月

壬生町 健康福祉課 障がい福祉係

〒321-0292

栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲 3841 番地 1

Tel 0282 (81) 1829 Fax 0282 (81) 1121

<https://www.town.mibu.tochigi.jp>





壬生町障がい者基本計画及び第7期壬生町障がい福祉計画・第3期壬生町障がい児福祉計画

令和6年3月

壬生町